

平成 30 年度 認証評価

# 秋草学園短期大学 自己点検・評価報告書

平成 31 年 2 月

## 目次

自己点検・評価報告書	3
1. 自己点検・評価の基礎資料	4
2. 自己点検・評価の組織と活動	11
<b>【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】</b>	<b>13</b>
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	13
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	14
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	18
<b>【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】</b>	<b>23</b>
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	23
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	33
<b>【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】</b>	<b>55</b>
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	55
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	60
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	64
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	65
<b>【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】</b>	<b>72</b>
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	72
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	74
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	76

## 自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人短期大学基準協会の認証評価を受けるために、秋草学園短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

平成 31 年 2 月 13 日

理事長

秋草 征志

学長

北野 大

ALO

中村 陽一

## 1. 自己点検・評価の基礎資料

## (1) 学校法人及び短期大学の沿革

## ＜学校法人の沿革＞

昭和 24 年	各種学校秋草学園発足（東京都中野区）
昭和 27 年	秋草編物技芸学院を開設
昭和 30 年	学校法人に組織変更
昭和 35 年	編物に洋裁・和裁を加えた服装の総合学園を開設
昭和 37 年	秋草服装学院と改称
昭和 44 年	秋草保育専門学院開校
昭和 50 年	秋草栄養専門学院開校
昭和 51 年	三校を専門学校に昇格
昭和 53 年	学校法人組織に変更（文部大臣認可）
昭和 57 年	狭山市に秋草学園高等学校開校
平成 7 年	所沢市に秋草学園福祉教育専門学校開校

## ＜短期大学の沿革＞

昭和 54 年	所沢市に秋草学園短期大学を（幼児教育学科第一部・第二部）創設
昭和 60 年	秋草学園短期大学に国文科及び経営科を増設
平成 9 年	秋草学園短期大学に学位授与機構認定の専攻科幼児教育専攻を設置
平成 13 年	国文科を日本文化表現学科に、経営科をビジネスマネジメント学科に名称変更 秋草学園短期大学に地域保育学科第一部・第二部を増設
平成 17 年	日本文化表現学科、ビジネスマネジメント学科、地域保育学科第一部及び第二部の入学定員を変更
平成 19 年	地域保育学科第一部を地域保育学科に名称変更 日本文化表現学科とビジネスマネジメント学科を統合し文化表現学科を設置 日本文化表現学科、ビジネスマネジメント学科及び地域保育学科第二部学生募集停止
平成 21 年	日本文化表現学科廃止
平成 22 年	ビジネスマネジメント学科廃止
平成 24 年	地域保育学科第二部廃止
平成 29 年	文化表現学科入学定員を変更

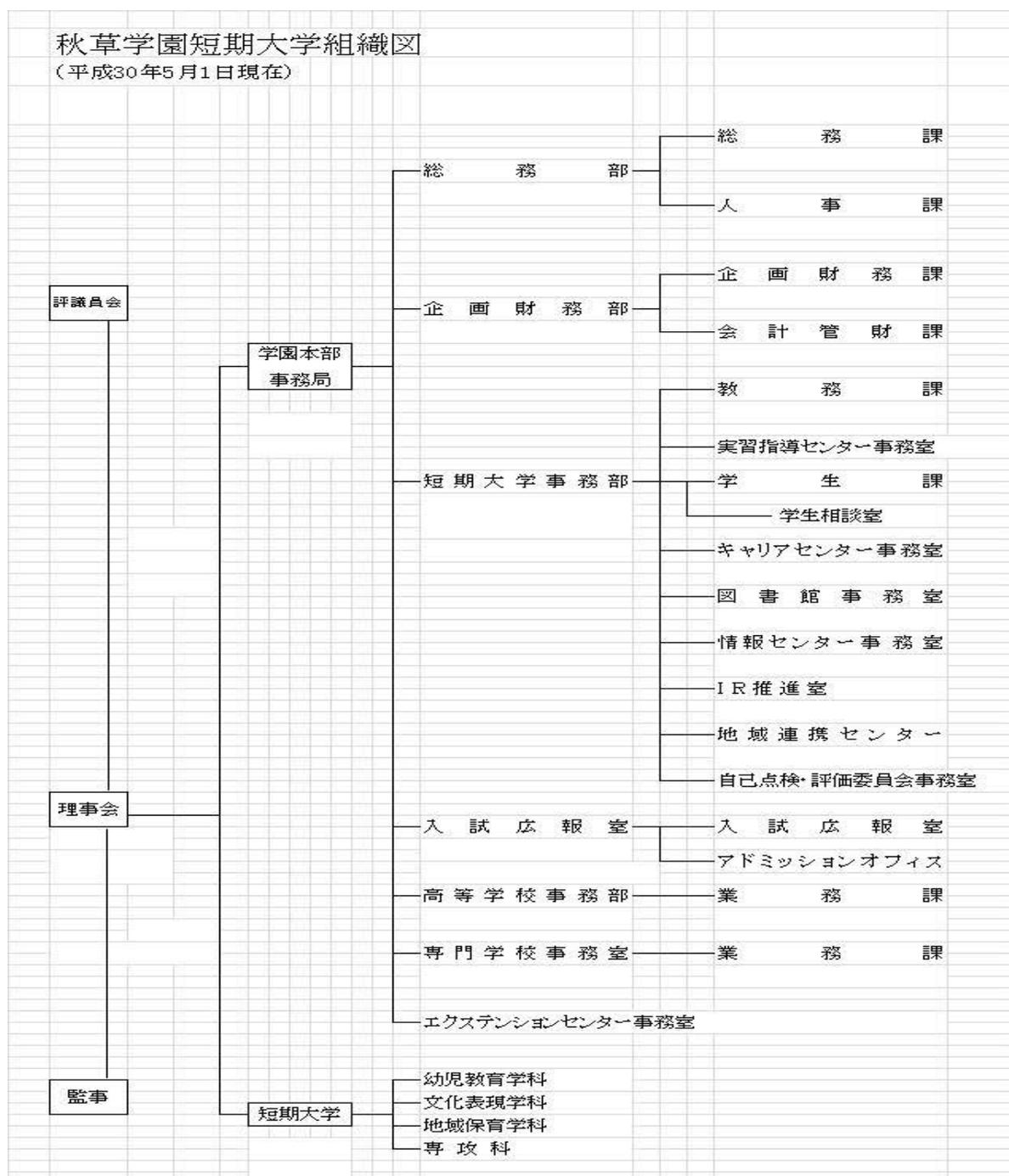
## (2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 平成 30 年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
秋草学園短期大学	埼玉県所沢市泉町 1789 番地	415 人	1,030 人	796 人
秋草学園高等学校	埼玉県狭山市堀兼 2404 番地	320 人	960 人	800 人
秋草学園福祉教育専門学校	埼玉県所沢市東所沢 1 丁目 11 番 11 号	60 人	120 人	78 人

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 平成 30 年 5 月 1 日現在



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

本学が立地する所沢市は、埼玉県の南西部にあって東京都に隣接している。平成 30 年 4 月末日現在の人口は 344,392 人であり、平成 19 年に 34 万人を越えて以降は 34 万人前半の数字を維持している。元々昭和 30 年代半ばから東京のベッドタウンとして発展した地域で核家族世帯が多いが、この 10 年間で 1 世帯当たりの人数が 2.35 人から 2.17 人と減少している。また年齢別ではこの 10 年間で、15 歳未満（年少人口）が約 4.5 万人から約 4.2 万人に逡減しているのに対し、65 歳以上（老年人口）は年々増加し、平成 30 年には約 9 万人となり、人口の 26%を占めるに至った。

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	25 年度		26 年度		27 年度		28 年度		29 年度	
	人数 (人)	割合 (%)								
北海道 ・東北	15	3.2	16	3.6	9	2.2	20	5.7	12	3.6
北関東	5	1.1	4	0.9	6	1.4	3	0.9	2	0.6
埼玉県	221	47.7	208	46.5	198	47.6	167	47.5	168	50.0
東京都	211	45.6	204	45.6	179	43.0	154	43.8	148	44.0
南関東 (千葉・ 神奈川)	2	0.4	0	0.0	0	0.0	2	0.6	0	0.0
甲信越	5	1.1	11	2.5	2	0.5	2	0.6	3	0.9
その他	4	0.9	4	0.9	22	5.3	3	0.9	3	0.9
合計	463	100.0	447	100.0	416	100.0	351	100.0	336	100.0

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の平成 29 年度を起点に過去 5 年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

本学では、幼児教育・保育系の学科は約 10,000 人、文学・文化・ビジネス系の学科は約 5,000 人の卒業生を社会に送り出し、それぞれが企業及び幼児教育・保育等の現場において中核として活躍し高い評価を受けている。こうした実績を踏まえて、本学教員は地域行政機関の協議会、審議会や委員会の委員の委嘱を受け、その専門性から地域社会の教育等に大きく貢献している。

さらに、大学として、地域の生涯学習ニーズに応えるために「エクステンションセ

ンター」を設置し、地域住民対象の公開講座を開講するほか、本学卒業生や保育現場の職員を対象とする「現職保育者研修会」を開催し、保育現場の研修支援にも大きな役割を果たしている。

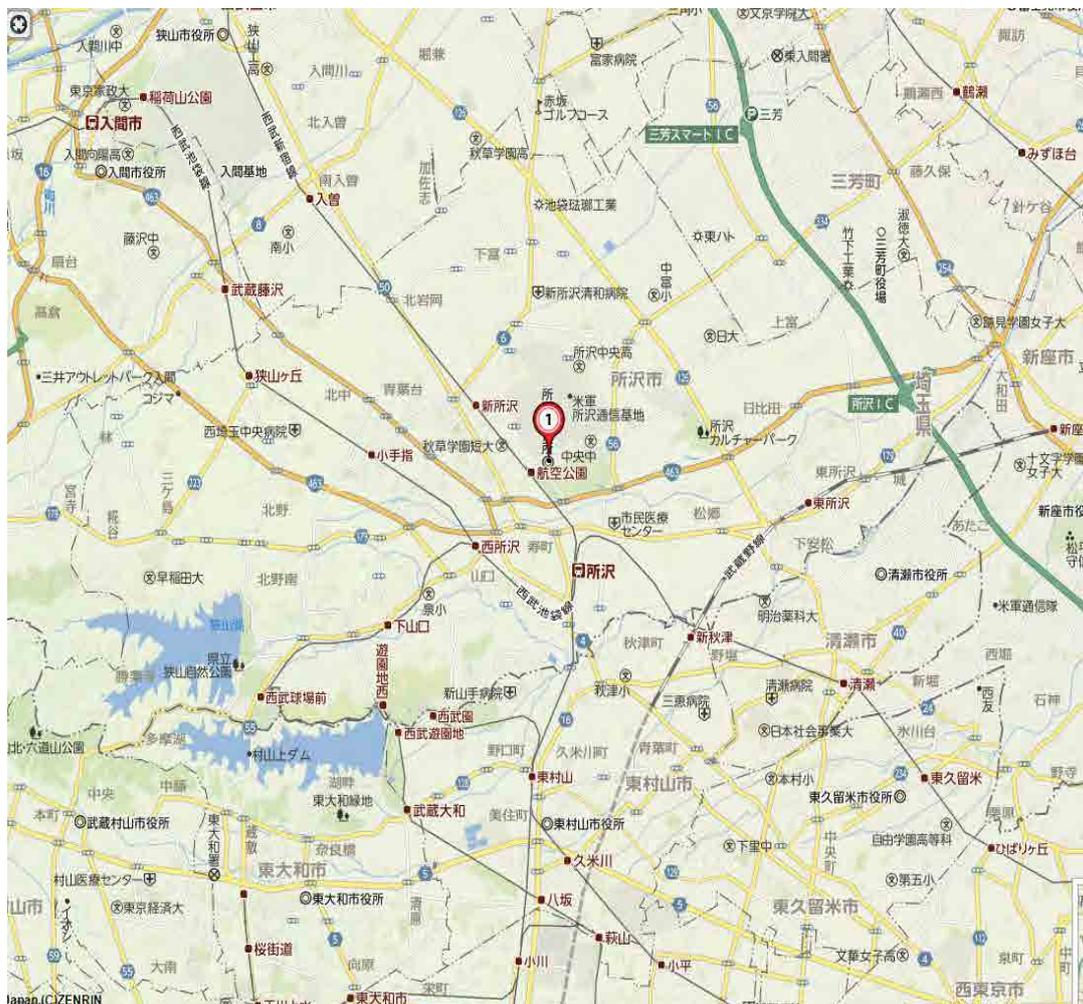
■ 地域社会の産業の状況

所沢市は埼玉県の南西部にあり、北に頂点をもつ三角形の形状を成している。北東部は三芳町に、北部は川越市、狭山市、北西部は入間市、南部は柳瀬川を挟んで東京都と接しており、面積は 72.11 平方キロメートルである。

所沢市は、西武新宿線、池袋線により東京都心と結ばれ、東京のベッドタウンとして発展してきた。その一方で、県立狭山自然公園をはじめ、狭山丘陵など武蔵野の自然が数多く残り、自然との共生が進められている。

所沢市は県内 8 番目の市として昭和 25 年に誕生し、埼玉県内の市町村別人口では、さいたま市、川口市、川越市に次ぐ第四の都市となっており、平成 26 年の産業別事業所数割合では、卸売小売業が全体の 23.5%と最も多く、以下宿泊・飲食サービス業（11.6%）、建設業（10.8%）、医療福祉（9.6%）、生活関連サービス・娯楽業（9.6%）と続いている。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～③は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について（領域別評価票における指摘への対応は任意）

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
学則の文言と自己点検・評価報告書に記された学科の教育目標の文言が異なる。また、学校案内に掲載されている学科の教育目標の文言も学則と異なっている。入学者受け入れの方針についても自己点検・評価報告書、ウェブサイト、大学案内、学生募集要項の間で食い違いがみられるので表記を統一されたい。
(b) 対策
学科の教育目標に関して、学則及び学校案内の文言を精査し、学則の文言に統一する。また同様に、入学者受け入れの方針に関しても、ウェブサイト、大学案内、学生募集要項の文言を統一する。
(c) 成果
学科の教育目標及び入学者受け入れの方針の文言を統一することにより、学内外の混乱を避けることができた。

- ② 上記以外で、改善を図った事項について

(a) 改善を要する事項
特記事項なし
(b) 対策
(c) 成果

- ③ 評価を受ける前年度に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において改善意見等が付された短期大学は、改善意見等及びその履行状況を記述してください。

(a) 改善意見等
該当なし

(b) 履行状況

(6) 短期大学の情報の公表について

- 平成 30 年 5 月 1 日現在

① 教育情報の公表について

No.	事 項	公 表 方 法 等
1	大学の教育研究上の目的に関する事	本学ホームページ内「情報の公開等」のページにて公開。 〈「情報の公開等」 URL〉 <a href="http://www.akikusa.ac.jp/tandai/about/pub_info/">http://www.akikusa.ac.jp/tandai/about/pub_info/</a> (以下同じ)
2	卒業認定・学位授与の方針	本学ホームページ内「情報の公開等」のページにて公開、及び学生便覧に掲載
3	教育課程編成・実施の方針	
4	入学者受入れの方針	
5	教育研究上の基本組織に関する事	本学ホームページ内「情報の公開等」のページにて公開。
6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事	
7	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事	

8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	<p>本学ホームページ内「各学科&lt;講義一覧&lt;シラバス」のページにて公開。</p> <p>〈URL〉</p> <p>【幼児教育学科第一部】  <a href="http://www.akikusa.ac.jp/tandai/course/infant1/career_3.html">http://www.akikusa.ac.jp/tandai/course/infant1/career_3.html</a></p> <p>【幼児教育学科第二部】  <a href="http://www.akikusa.ac.jp/tandai/course/infant2/career_3.html">http://www.akikusa.ac.jp/tandai/course/infant2/career_3.html</a></p> <p>【文化表現学科】  <a href="http://www.akikusa.ac.jp/tandai/course/cultural/career_3.html">http://www.akikusa.ac.jp/tandai/course/cultural/career_3.html</a></p> <p>【地域保育学科】  <a href="http://www.akikusa.ac.jp/tandai/course/nursery/career_3.html">http://www.akikusa.ac.jp/tandai/course/nursery/career_3.html</a></p> <p>及び、学生便覧に掲載</p>
9	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	
10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	本学ホームページ内「情報の公開等」のページにて公開、及び学生便覧に掲載
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	
12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	本学ホームページ内「情報の公開等」のページにて公開。

② 学校法人の財務情報の公開について

事 項	公 開 方 法 等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	<p>1. 左記事項をホームページに公開。</p> <p>2. 左記の書類全て閲覧可能とし、学園本部事務局、短期大学、高等学校、専門学校に備え付け、学園所属者、その他利害関係者への閲覧に供している。</p>

[注]

- 上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合は URL を記載してください。

(7) 公的資金の適正管理の状況（平成 29 年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

経常補助金、特別補助金、修学支援金、父母負担軽減事業補助金等公的資金については、本学作成の請求データを国、県、事業団がチェックし振り込まれる。本学は受け皿として別口座を設け管理している。管理体制、実施状況については、年 2 回公認会計士による監査を受けており、特段の指摘事項はない。

公的研究費補助金の取り扱い、不正使用の防止等については、「秋草学園短期大学における競争的資金等の取り扱いに関する規程」に基づいて管理運営されてきたが、平成 26 年 2 月の研究費の不正使用の防止を目的とした「公的研究費の管理・監査のガイドライン」の改正及び 8 月の「研究活動の不正行為への対応等に関するガイドライン」の設定に対応するよう関係規程の改正を行った。

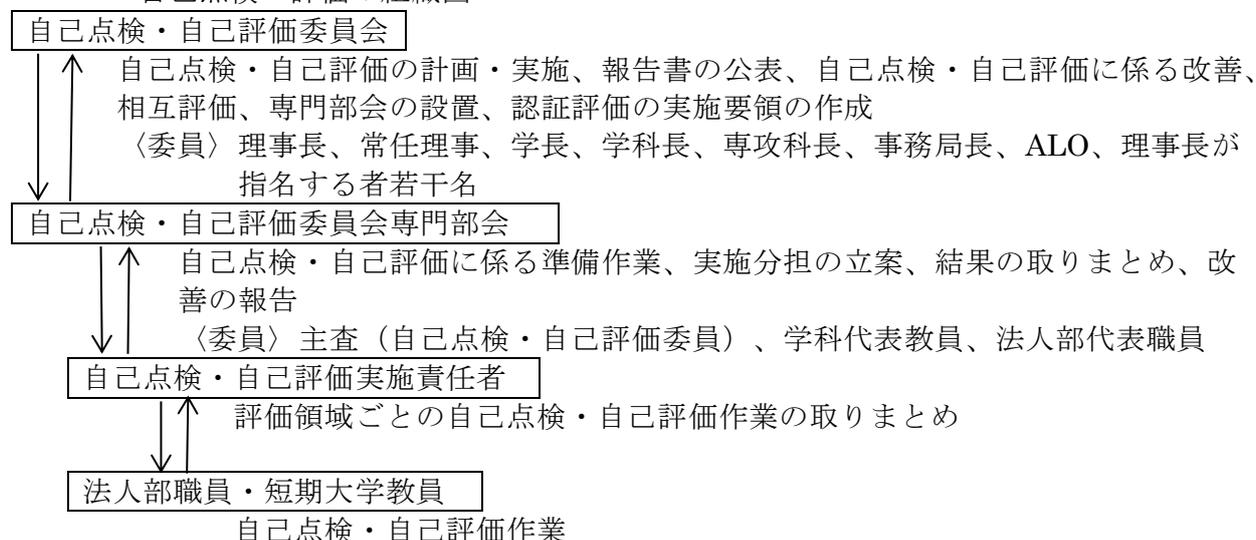
2. 自己点検・評価の組織と活動

- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

自己点検・自己評価委員会は、学長を委員長として、理事長、常任理事、学科長、専攻科長、事務局長、ALO 及び理事長の指名による者で構成される。委員会は、実施計画の策定時や評価結果の取りまとめ時に開かれ、自己点検・評価報告書を教授会と理事会に提出している。

また、委員会の承認を受けて、各学科の教員及び事務職員で構成される専門部会を設置する。専門部会は、ALO を主査とし、実施と評価に関わる取りまとめ作業を行っている。

- 自己点検・評価の組織図



■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学は、平成6年に自己点検・自己評価委員会を設置し、それ以降毎年自己点検・評価を実施しており、評価結果を冊子やホームページにより公表してきた。

あわせて平成17年より「秋草学園短期大学自己点検・自己評価委員会規程」、「秋草学園自己点検・自己評価専門部会設置細則」、「秋草学園短期大学自己点検・評価及び第三者評価実施要領」と規程の整備をおこない、その結果として平成20年度、平成27年度の短期大学基準協会の第三者評価において適格認定を受けている。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った平成29年度を中心に）

平成29年度から30年度の活動記録は以下のとおりである。

開催日	開催委員会	内 容
平成29年 6月14日	平成29年度 第1回自己点 検・自己評価委 員会専門部会 (報告書作成)	・「平成29年度自己点検・評価報告書」(案)の校正分担 自己点検・自己評価報告書の各基準等について委員が分担 して校正
平成29年 7月5日	平成29年度 第1回自己点 検・自己評価委 員会	・「平成29年度自己点検・評価報告書」(案)の最終確認 ・平成30年度自己点検・評価の実施日程の公表・確認
平成30年 1月10日	平成29年度 第2回自己点 検・自己評価委 員会	・「平成30年度自己点検・評価報告書」作成分担者の確認 ・平成30年度認証評価要綱改定についての再確認
平成30年 1月31日	平成29年度 第2回自己点 検・自己評価委 員会専門部会 (報告書作成)	・「平成30年度自己点検・評価報告書」作成業務分担者へ の確認 第1次原稿締切を2月28日として取りまとめをおこなう
平成30年 3月7日	平成29年度 第3回自己点 検・自己評価委 員会専門部会 (報告書作成)	・「平成30年度自己点検・評価報告書」作成業務分担者へ の自己点検・評価の提出要請 分担箇所を取りまとめ報告書作成をおこない、基礎資料に ついては6月上旬に追加する
平成31年 1月 日	平成30年度 第1回自己点 検・自己評価委 員会専門部会 (報告書作成)	・「平成30年度自己点検・評価報告書」(案)の最終的な 総確認 自己点検・自己評価報告書のとりまとめたものの最終確認 を分担しておこなう
平成31年 2月 日	平成30年度 第1回自己点 検・自己評価委 員会	・「平成30年度自己点検・評価報告書」(案)の最終確認 ・平成31年度自己点検・評価の実施日程の公表・確認 その後、教授会、理事会の承認を受け、「平成30年度自己 点検・評価報告書」公表

**【基準 I 建学の精神と教育の効果】****[テーマ 基準 I -A 建学の精神]****<根拠資料>**

(略)

**[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

**<区分 基準 I -A-1 の現状>**

「愛され信頼される女性の育成」を建学の理念に掲げ、戦後の荒廃した世相の中で、社会における女性の役割が大きくなるとの認識に基づき、職業人として自立した女性を育成することを目的とし、女子教育の推進に努めてきた。

また、「礼節、勤勉、協調」の精神を教育の支柱として、建学の理念に謳う「愛され信頼される女性の育成」を具現化する重要な基盤と位置づけ全学科の教育指導が行われてきた。

本学の Web ページ、入学案内書には建学の理念、教育理念について説明した文章を掲載し、学内外に表明している。また、学生便覧にも明記し、さらに建学の理念について詳しく記述した小冊子「建学の心」を入学時に全員に配布して周知徹底を図っている。そして、毎年度初めに行われる教職員全体会においては、建学の理念とともに、理事長、学長が教育の理念の意義と重要性について新規採用職員や非常勤講師を含む全教職員に説明を行い、共有を図っている。

なお、建学の理念を教育により効果的に反映するための作業については、幼児教育学科の「教養演習」、地域保育学科の「地域保育基礎講座」、文化表現学科の「社会人基礎講座」などの科目で、教育を通じて「愛され信頼される女性の育成」という教育理想を伝えている。

**[区分 基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

### <区分 基準 I-A-2 の現状>

地域社会に向けた公開講座としては本学のエクステンションセンターが実施している。本講座は発足以来 10 余年を経過し、毎年半期ごとに 20 程度の講座を開講し、每期延べ 350 人程度の受講生が多様な分野の講座を学んでいる。

また所沢市と秋草学園とは「官学連携に関する基本協定書」を平成 29 年 7 月に結び、所沢市が主催する約 10 の委員会において、理事または委員として貢献している。この種の活動は所沢市以外にも狭山市、東村山市などの委員会にも教員を委員として派遣しており、地方自治体の行政の支援を行っている。また、市が主催の環境講演会などにも講師を派遣している。さらには所沢市こども未来部長、所沢商工会議所専務理事及び泉町保育園園長からなる「大学関係者評価委員会」を組織し、本学の教育について定期的に助言をいただき、可能なことから実施に移している。

地域保育学科では、所沢市を中心とした近隣の区市町村の施設、児童館、特別支援学校等および行政が主催や後援する文化団体、商工業等と連携し、教員および学生のボランティア活動を通じた交流活動を行っている。その多くはイベントへの準備や参加、運営補助を内容としている。学科発足以来の活動であり、地域の行政、商工業、教育機関および文化団体等との交流活動は定着し一定の評価を得ている。また教員及び学生によるボランティア活動についても積極的に参加し、支援している。いくつかの例を挙げると、所沢市での「サンタを探せ」におけるサンタクロース役、新所沢商店街でのお祭りへの参加など枚挙にいとまがない。

### <テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

各学科の教育課程の中で、実務的な側面からの建学の理念の具体化、つまり職業人としての自立した女性に必要とされる「知識・技能・実践力」の習得については、その目的を十分に果たしていると判断しているが、定量評価が難しい「ひと」「短期大学士」としての「素養」の育成にはアクティブラーニングの教授法などの工夫が必要であろう。

現在実施しているエクステンションセンターでの公開講義については、受講生のより関心の深い講義内容に変更し、さらに P R を活性化していく。地域連携協定に関する活動については今後も継続して行っていく。

地域保育学科による地域活動が定着するのに伴い受け入れ事業体や人数が増加しているが、派遣学生数が限られている。

### <テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

特記事項なし

### [テーマ 基準 I-B 教育の効果]

### <根拠資料>

(略)

**[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に役立っているか定期的に点検している。（学習成果の点検については、基準Ⅱ-A-6）

**<区分 基準 I-B-1 の現状>**

幼児教育学科では、建学の理念である「愛され信頼される女性」を体現する「豊かな人間的魅力と確かな保育技術を備えた保育者を育てる」ことを教育目標として掲げて、子どもを愛し、子どもに信頼される保育者を育てる教育活動を行っている。社会人としての教養をもち、良識をわきまえ、保育者に必要な専門的知識と技術を身につけ、常に子どもと寄り添う素直な気持ちと、ものごとを柔軟に考える思考力をもった保育者の育成を目指している。この教育目的・目標に基づく人材養成が地域社会の要請に役立っているか、キャリアセンターとも連携しつつ定期的に点検している。

尚、教育目標に沿った教育活動を行う過程で、入学した学生に社会人マナーに関する知識不足が感じられた。また女性である自分を大切にする意識を身につけることも必要である、と考えられたため、平成 25 年度からは、保育者として必要な礼儀作法やマナー、女性の身体や生命について学ぶ「教養演習」を学科の必修科目として指導にあたっている。その教育成果は学生へのアンケート等によってある程度検証されている。

地域保育学科では建学の理念を根底に、「子どもは地域社会で育成するという理念に基づき、それに必要な専門的知識・技術を習得させ、幅広い視野と豊かな人間性を有する職業人を養成する」という教育の目的・目標を明確に示している。それらは、学生必携である学生便覧に明記している。また学校案内、ホームページ、受験ガイド誌等で学内外にも公表している。

教育の目的・目標に基づく人材養成が地域社会の要請に役立っているかについては、地域や社会のニーズや学生の学修の様子等から定期的に点検している。

文化表現学科は、建学の理念を基盤として、歴史的に醸成された文化・文学の諸事象を深く理解するとともに、現代社会が求める多様な表現方法・技術を駆使できる人材の育成を教育目的としている。これは学習成果として、短期大学生としての教養を身につけ、現代社会が求めるコミュニケーション能力と多様な表現方法・技術を駆使し、広く社会にその有意性を認められている資格や技能を活かして社会へ巣立つための短期大学士力の修得として具体化される。その達成を具体的に示すものが教育課程である。これらの情報については本学ホームページや学校案内等で公開されている。また、学科の教育目的については、企画委員会の作業部会でも検討を重ね、学科においても地域社会との連携強化などの観点から検討している。

**[区分 基準 I-B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。

- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

#### <区分 基準 I-B-2 の現状>

幼児教育学科の学習成果は、建学の理念である「愛され信頼される女性」を体現した豊かな人間的魅力と確かな保育技術を備えた保育者に成長することである。具体的には、保育者としての深い教養を身につけ、幅広い専門知識を学び、保育の場で活用できる技術を身につけるとともに、柔軟な思考力や豊かな表現力、他者を尊重できるコミュニケーション力を養うこと、社会人としての責任感やマナーを身につけることである。こうした学習成果の査定は、各教科内での作品制作や文章表現、グループワーク等の取り組みなどの評価や、定期試験の成績評価等の学内における評価、さらに各実習先からの評価等によって行っている。幼稚園教諭2種免許、保育士資格の取得状況及び免許・資格を活かした専門就職率等も、学外への学習成果の表明とみなすことができる。学習成果は、社会的に有用性があり2年ないし3年間で実現可能なものと考えられる。幼児教育学科では、科目編成の特性から、学習成果の査定方法が多岐に渡っているため、総合的な学習成果基準をどのように設定するか、課題として残っていたが、学習成果の定期的な点検の一環で、GPA評価制度を平成27年度から導入しており、その後3年を経て、総合的学習成果の一基準として教員間で活用されている。

地域保育学科の学習の成果は、建学の理念である「愛され信頼される女性」を体現し、学科の目的である「子どもは地域社会で育成するという理念に基づき、それに必要な専門的知識・技術を習得させ、幅広い視野と豊かな人間性を有する保育者」として成長することにある。具体的には3年間の学びの中で豊富な体験や多くの資格取得を目指しながら保育者として必要な教養や専門的知識や技術を身につけ、さらに保護者や地域社会とも自信を持ってコミュニケーションをとることができる力を身につけることである。それらは学習成果として学校案内等を通して学外にも公表している。また、学習成果は学校教育法や短期大学の規程に照らして学科会等で定期的に点検している。来年度より学習の成果の一つとして、ベビーマッサージインストラクター資格・育児セラピスト1級資格を導入することが決定した。

文化表現学科の学習成果は、建学の理念である「愛され信頼される女性」の具体的な姿として、短期大学生としてのリベラルアーツを身につけ、現代社会が求めるコミュニケーション能力と多様な表現方法・技術を駆使し、広く社会に認められている資格や技能を活かして社会へ巣立つ人材への成長のことである。学習成果の査定は、教養教育科目、専門基礎科目及び専門教養科目において「ことば」と「表現」、「コミュニケーション能力」の獲得をめざし、将来への目標、興味関心に応じた広く自由な選択が可能なように配慮されたキャリア支援科目と、3つの専門科目群における各教科での成績評価、各種資格課程科目での司書資格をはじめとした各種資格の取得状況、学科での学習内容を反映した就職率などの定量的評価に加え、創作作品の制作への取り組みとその成果、ゼミナールでの自発的学習と向上心における成長の定性的評価等で行っている。学習成果は、これらの査定項目からも明らかなように社会的に有用性があり、2年間で実現可能である。学習成果は、

学生便覧に掲載するとともに、ホームページ上で公開している。また、平成 27 年度から GPA 制度を導入し、学習成果の査定項目の一つとして就学指導に活用している。

**[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

### <区分 基準 I-B-3 の現状>

幼児教育学科では、平成 29 年度に「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受け入れの方針」を作業部会、学科会、学科長会で議論を重ねて策定し、一体的な整合性をはかることができた。この三つの方針は『学生便覧』に明記されており、授業科目のシラバスにもできるだけ反映させるよう各教員が心がけている。学外的には学生募集のための学校案内やホームページ上等で表明している。

地域保育学科では建学の理念を根底に、三つの方針（学位授与、教育課程編成・実施、入学者受け入れ）を互いにそれぞれが密接な統一と関連を持って定めている。定めるに際しては学科内で様々な観点から十分に議論を重ねたものであり、その方針に沿って入学前から卒業後まで一貫した教育活動を展開している。三つの方針については、学校案内、ホームページ、受験ガイド誌等で学内外に公表している。高校生を対象とする学校説明会や本学におけるオープンキャンパス時は特に絶好の機会と捉え広報している。

文化表現学科では、短期大学事務局と連携し、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを適宜確認し、法令順守に努めている。また三つの方針については学生便覧に記載するなど、学内外に公表している。

### <テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

幼児教育学科の学生に対して、入学時のオリエンテーション等で教育目標の教示は行われているが、未だ周知徹底されているとは言い難く、課題として残されている。また、地域社会の要請に応えているかどうか、更に点検する方法を検討すべきである。GPA 評価制度の導入により、総合的学習成果を示す一つの基準はできたが、学生自身が各自の学習成果を詳細に振り返る機会は未だ少ない現状がある。三つの方針について学科所属の専任教員には十分に周知されており、それに基づいた教育活動が行われているが、非常勤講師への周知は十分とは言えない面がある。またそれを学生に伝えるのみでなく、各方針がどのように達成されたかを確認する必要がある。子育て支援のエキスパートとしての保育者育成を目指す学科として、より質の高い保育者を養成することが課題である。そのため教育の目的・目標および学習の成果等について、社会的な要請や学生の授業取り組みや実習や就職の様子等から総合して点検していくことが必要である。

学習の成果は、建学の理念および地域保育学科の教育目的に見合った内容・方法である

か、様々な観点から検討することが課題である。保育士資格、幼稚園教諭2種免許については全員の取得をめざし、図書館司書、児童厚生2級指導員、ピアヘルパー、おもちゃインストラクター等の資格取得については常に前年を上回る取得率を目指している。

地域保育学科の根幹を為す三つの方針について確認する。

文化表現学科では、「愛され信頼される女性」としての成長を学生自身が効率的に実現し、これを自己成長として実感できるように教育指導方法、特にアクティブラーニングの採用を多くの授業で取り入れる工夫が課題である。学習成果の一つとして資格取得や就労意欲と就職率の向上を目指している。資格取得や検定合格などについては、例年にない褒賞件数の増加などで成果を確認できるが、就職内定率に関してはなお一層の向上のための具体的な改善策の検討が必要である。

#### <テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

特記事項なし

#### [テーマ 基準 I-C 内部質保証]

##### <根拠資料>

(略)

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

##### <区分 基準 I-C-1 の現状>

本学では、自己点検・自己評価委員会規程、自己点検・自己評価専門部会設置細則、自己点検・評価及び第三者評価実施要領を整備し、これらに基づき自己点検・自己評価委員会と専門部会を組織し、自己点検・評価を実施している。日常的な自己点検・評価作業に伴い早急な対応が必要となったものについては、学科会、各種委員会、学科長会、教授会などで検討され、改善策を具体化している。

年間を通しての自己点検・評価の総括は、専門部会が中心となって報告書の取りまとめを行い、その結果は教授会への報告、理事会の承認を経て、毎年学長名で Web 上に公表されている。平成 29 年度の自己点検・評価作業は、前半が「平成 29 年度自己点検・評価報告書」の各担当者から提出された原稿の確認・修正が主なものとなった。また、平成 30

年1月以降は、「平成30年度自己点検・評価報告書」の作成に向けての作業を行った。

平成29年度第1回の自己点検・自己評価委員会専門部会は5月に開催され、前年度に引き続き「平成29年度自己点検・評価報告書」の作成に関して原稿提出状況の確認をするとともに、6月に開催された第2回自己点検・自己評価委員会専門部会では、「平成29年度自己点検・評価報告書」の校正分担を行い、修正のうえ報告書の原案を完成させた。原案は、7月の第1回自己点検・自己評価委員会で審議のうえ承認されたのを受け、9月の教授会に報告、12月の理事会で承認され公表された。平成30年1月には、第2回自己点検・自己評価委員会が開催され、「平成30年度自己点検・評価報告書」に関して、事務局から、平成30年度から開始される第三期第三者評価に係る短期大学基準協会の認証評価要綱改定案に関し、改定の目的及び主な改定点について改めて説明がなされた。また、自己点検・評価の作業日程及び実施体制について提案がなされ、了承された。その後、第3回自己点検・自己評価委員会専門部会が開催され、同様の内容が報告されるとともに、作業分担および評価責任者の確認がされた。2月の教授会においては、ALOから「平成30年度自己点検・評価報告書」の作成に関して説明があり、原稿提出期限（財務関係等一部を除く）を2月末とすることが確認され、報告書作成作業が開始された。3月には、第4回自己点検・自己評価委員会専門部会が開催され、提出された一次原稿の確認作業を分担し、2次原稿の提出を3月21日とすることとなった。点検作業にはすべての教職員が関与しており、その成果は中期事業計画（5ヵ年計画）に一部反映されるほか、各種委員会や学科会などの検討を経て、次年度の教学運営などに反映されている。

高等学校との連携については、秋草学園高等学校との間で高短連携委員会が継続的に行われている。平成29年度から、大学関係者評価委員会運営内規を整備し「大学関係者評価委員会」を設置し、近隣の保育園園長、商工会議所専務理事、所沢市こども未来部長に委員を委託した。平成29年9月には第1回の委員会を開催し、本学と地域との連携に関する要望や、学生のボランティア活動に関する意見を聴取した。今後引き続き、連携していくこととなった。

#### 【区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

#### <区分 基準 I-C-2 の現状>

幼児教育学科では、教育の向上・充実のために、学校教育法や短期大学設置基準及び関係する指定規則に則り教育課程を定め、シラバスに科目の目標を明確に示し（Plan）、それに従って授業を行い（Do）、学生の学習成果を試験結果や態度、授業評価等で評価（Check）し、さらにFD活動に積極的に取り組んでいる（Action）。このようなPDCAサイクルの中で教員は教育力の向上や充実に努めている。平成28年度より「授業の連携」に力を入れ

ることによって、教員間で PDCA サイクルの必要性が共有されているが、未だその取り組みに多少の格差がある現状である。

地域保育学科では、学習成果の査定に関して、主に毎月開催される学科会で、委員会報告や学生の動向といった事項の中で取り上げられ共通の理解を得ている。教育の向上充実のための PDCA サイクルは個々の教員として試験やレポート、作品等により学習成果を確認し授業評価と合わせて教育の向上に努めているが、学科として組織的に行っているとは言い難い。学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更について、適宜確認し法令順守に努めている。

文化表現学科では「短大生基礎力演習」や「ゼミナール」などの機会を利用し、就労の意義や必要性などについて学生との個別面談やグループ面談を実施している。学習成果を評定する定量的基準は定めていないが、資格取得学生の数などで学習の成果を判断している。

#### <テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

幼児教育学科では、教員にFD活動の意義を伝え、教育の向上・充実のための PDCA サイクルを更に強化する必要がある。教育の内容・充実に向けて学習成果の査定や PDCA サイクルについて、個人としても勿論であるが学科全体としていかに取り組んでいくか課題である。

文化表現学科においては教育の向上・充実のための PDCA サイクルの本格的な活用がなされていない。

毎年実施される自己点検・評価作業と秋草学園5ヵ年計画の進捗状況の評価作業との関係に曖昧さが残り、連携させた評価作業が不十分なところがある。

#### <テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項>

特記事項なし

#### <基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

##### (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

建学の理念の教育内容への反映については、学長を中心とした学科長会で自校教育の一環として、しばらく行われて来なかった学長講話の再開を検討しており、これについては教務委員会においても教育課程に組み入れる方策を検討している。また、「建学の理念推進委員会作業部会」を組織し、平成30年度からは授業以外でも建学の理念を共有できる場を設けることを目標としている。また、各学科においては、建学の理念を伝えていく中心となる授業科目として、幼児教育学科の「教養演習」、地域保育学科の「地域保育基礎講座」、文化表現学科の「社会人基礎講座」、「短大生基礎力演習」があり、各授業科目の毎年のシラバス作成においてその内容を精査している。また、自己点検・評価作業と、秋草学園5ヵ年計画との連動については、現時点ではいまだ行われていない。平成30年度より秋草学

園5ヵ年計画が第Ⅲ期に入ることから、この機会に行動に移せるように準備をしていく。

GPA 制度については平成 27 年度より全学科で導入された。この制度の活用として、4 月 1 日時点で GPA3.0 以上の学生への履修上限単位数の緩和、各学期における成績が GPA2.0 未満の学生へのクラス指導教員による学修指導、GPA1.0 未満の学生への退学勧告を可能とすること、卒業式等の代表学生の選出の基準とすることなどが定められ、適切な運用がなされている。

幼児教育学科では、専任教員はもちろんのこと、非常勤講師に対しても、教職員会で学科長が説明をすることで、教育目標の共有を図った。学生に対しても、入学前後の集合教育やクラスミーティング等で教育目標を周知できるようにした。また、GPA 評価制度が活用できるよう学科会で検討すると共に、学内のFD研修への教員参加を促した。

地域保育学科では、平成 27 年度の学生便覧より建学の理念に基づく教育の目的・目標及び学習成果の記載をしており、その内容については、学科会において定期的に検討を行っている。さらに1年次の「地域保育基礎講座」の授業などでこれらについて学生への周知をし、学生が高い意識を持って学習ができるような教育を行っている。今後は、学習成果の査定に関するPDCAサイクルの構築について、更なる強化を図っていく必要がある。

文化表現学会では、プレースメントテストについては、実施の前段階として、英語、数学などの科目編成や、能力別クラス編成に関して教員組織などの体制を構築している必要があるが、文化表現学科では英語については選択科目、数学については教育課程にないことから当面実施せず、学科教育の特性、ディプロマポリシーで謳っている考えに基づいて言語・表現能力に関して入学前教育等で学生の能力を把握し、入学後の学習に生かしていくこととし、平成 30 年度から実施することとした。

また、教育課程の改編については、社会の人材ニーズの多様化、学生の学びの多様化に合わせて平成 31 年度に改革案をまとめて文科省に届け出し、平成 32 年度から新カリキュラムを導入する。

#### (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

幼児教育学科では、教員・学生全員に「教育目標」の更なる理解を求めていく。具体的には教員に対して学科会等において、教育目標を更に学生に伝えていく手立てを検討しつつ、協働して学生教育にあたることとする。学生に対しても、年度当初のガイダンス等で教育目標をより具体的な形で周知できるようにする。また、卒業年次に「教職実践演習」等で教育目標を達成できたかどうか、各自確認する機会を作る。また、実習連絡会等を通じて、幼児教育学科の教育目的・目標に基づく人材育成の学習成果について会に参加される外部の保育者に問う。GPA 評価制度の活用については、更に学科会や作業部会等で検討すると共に、「履修カルテ」を更に活用しながら、「教職実践演習」の授業の中で、学生が各自の学習成果を振り返る機会を増やすことによって、更なる学習成果の査定の方法を検討する。あわせて、入学前指導の段階から、学生に「三つの方針」を伝える機会を設ける。教員は「三つの方針」を具現化できる授業のありかたを、作業部会や学科会で検討し、改善を促す。更に、より積極的に教育力の向上や充実を図るために、学外のFD研修等に多くの教員が参加できるよう支援する。引き続き授業の連携を図ることによって、互いにPDCAの共通理解を更に深める。学科会、各種作業部会の中で、教員同士がPDCAサイク

ルの検討を行う。

地域保育学科では、教育方針を理解し協力をいただける事業体に依頼するとともに、地域保育学科の目的・目標の達成に向けて、地道できめ細やかな指導を徹底する。児童厚生2級指導員、ピアヘルパー、おもちゃインストラクター等の資格取得については前年を上回る取得率と公立保育士合格者数の拡大を目指す。更に、「三つの方針」は地域保育学科の教育活動の根幹を為すものであるため、常に学科会等において点検評価する。教育の内容・充実に向けて学習成果の査定やPDCAサイクルについて、学科の中で組織的に取り組んでいく。

文化表現学科ではアクティブラーニングを積極的に実施している教員を講師として、アクティブラーニングについて学科所属の教員を対象に研修を行う。また、ごく一部の学生に将来の進路を決めかねている学生がおり、これらの学生は就職活動を行わずアルバイトとしての進路に進む例が多い。働く目的、そのために必要なことなど1年生の時から就職関連講座などで徹底した教育を行う。更に、今後社会のニーズにこたえるカリキュラムを検討していく。その中で必要があれば「三つの方針」についても見直す。

全学的な課題として学習成果を焦点とするアセスメント手法の開発及びその定期的な点検を開始する必要がある。このほか教育の向上・充実のためのPDCAサイクルの活用を図ることがあげられる。

加えて、地域社会への貢献に一環として、エクステンションセンターの受講生の拡大を図るため広報に努める。具体的には市役所や公共施設にポスターを掲示すること、受講生に口こみを依頼することなどが考えられる。

最後に、秋草学園5ヵ年計画の目標とその達成状況に連動して自己点検・評価作業が行えるよう検討を行う。

## 【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

## [テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

## &lt;根拠資料&gt;

(略)

## [区分 基準Ⅱ-A-1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
  - ① 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。
- (3) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (4) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

## &lt;区分 基準Ⅱ-A-1 の現状&gt;

幼児教育学科では、「愛され信頼される女性の育成」という建学の理念を根幹とし、現代の保育ニーズに応えられる豊かな人間的魅力と確かな保育技術を備えた保育者の養成を行っている。定期的に点検を行い、平成 29 年度に新しい卒業認定・学位授与の方針を策定した。以下のような力や人間性を備えた者に対し短期大学士の学位を授与する。

- 1) 礼節を重んじ、勤勉で、社会人としての良識ある言動ができる。
- 2) 幼児教育学・保育学の知識と技能をしっかりと習得している。
- 3) 周囲の人と協調することができ、コミュニケーション能力を身につけている。
- 4) 自分で積極的に課題を見つけて考えることができ、子どもと育ち合う姿勢をもっている。
- 5) 子どもを取り巻く環境や社会問題の理解を通して、多様なものの見方ができる。
- 6) 自然と生命を大切にする心を持ち、それを子どもに伝えることができる。
- 7) 自分を生き生きと表現することができると共に、他者の表現を受け入れることができる。

以上幼児教育学科の学位授与の方針は明確なものであり、社会的に通用性のあるものと言える。学生にも理解しやすいものとなっているが、平成 28 年度の課題であった学科の学生への周知徹底は依然として若干不足している。

地域保育学科の保育者養成は、建学の理念のもと、子どもは地域社会で育成するという子育て支援を核とした現代の保育ニーズに対応できる専門的知識・を修得し、幅広い視野と豊かな人間性を有する保育者を養成することにある。以下のような力と人間性を身につけた者に対して短期大学士を授与する。

- 1) 保育者として必要な教養や専門的知識を身につけていること。
- 2) 主体的に学ぶ力を身につけ、保育の質の向上、自己の資質向上に取り組めること。

- 3) 仕事やそれ以外の活動を通し社会貢献できる力を有していること。
- 4) 子どもの人権を守り、子どもの最善の利益を優先できること。
- 5) 多様な問題に直面したとき、それを乗り越える精神的強さを有していること。
- 6) 所定の年限在籍し、所定の単位数を修得していること。

以上のように学位授与の方針について、学生便覧、ホームページ、学校案内等において表明し学内外に周知を図っている。保育者養成とする本学科の学位授与の方針は、地域社会のあり方、子育て支援の必要性という現代社会の中で特に職業人としてまた社会人として求められているものであり、毎年幼稚園教諭、保育士としての専門職としてほぼ100パーセント近い数値で就職していることから社会的通用性はあると考える。

学位授与の方針については、学習の成果とあわせて定期的に点検している。

文化表現学科では、学生便覧等に学科の学位授与の方針を明示することで、学生の学習の到達目標に対する理解を深め、またホームページ上で内外にこれを公開し、周知を図っている。

文化表現学科の学位授与の方針は以下のとおりである。

- 1) 日本の伝統及び現代文化に加え、異文化に対する理解を深めていること。
- 2) 他者の主張や考えに耳を傾け、その内容を整理・理解する能力と自己の思いや考えを適切にまとめ、表現するコミュニケーション能力を身につけていること。
- 3) 社会の新しい動きに関心を寄せ、絶えず向上心をもって新たな知識や技能の習得を目指す姿勢を身につけていること。
- 4) 礼節、勤勉、協調の精神を持ち、将来社会に貢献したいという意思があること。
- 5) 卒業要件修得単位数：2年以上本学科に在籍し、教養教育科目8単位以上、専門教育科目60単位以上（うち必修科目14単位）、合計68単位以上を修得すること。

学位授与の方針の1)～3)は社会の求める教養人、職業人の基本的能力や心構えとして要求されているものを具体化したもので十分に社会的通用性を有している。また、学位授与の方針については、教育課程のあり方とともに定期的に学科会で点検している。

**[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
  - ① 学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。
  - ② 単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
  - ③ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
  - ④ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
  - ⑤ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメデ

ィアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。

- (3) 学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

### ＜区分 基準Ⅱ-A-2の現状＞

幼児教育学科では、「卒業認定・学位授与の方針」に対応した「教育課程編成・実施の方針」を明確に示し、教育課程を短期大学設置基準にのっとり体系的に編成し、その学習成果の獲得を判定している。シラバスに必要な項目を明示し、学生に年度ごとに説明を行っており、学生が取得する単位数の上限を定める努力をしている。また、教員を経歴と研究業績を基に適切に配置しており、教育課程の見直しを定期的に行っている。尚、学習のプロセスを学生ひとり一人がよりよく理解し、確かな学力を積み上げていくことができるよう、「学びの順序の最適化」を図ることが平成29年度の課題であったが、学科会、作業部会でカリキュラムを検討してきた結果、平成30年度に向けて実現されることとなった。

地域保育学科の教育課程は、子どもは地域社会で育成するという子育て支援を核とした現代の保育ニーズに対応できる専門的知識を修得させ、幅広い視野と豊かな人間性を有する保育者を養成することにある、とする学位授与の方針に沿うよう編成されている。幼稚園教諭、保育士資格を取得するには、定められた必修教科が多数あるが、3年間の教育課程の中にバランスよく配置し、また年間に履修できる単位数の上限を定めている。子育て支援に必要とされる資格取得のための講座等も、学生が履修し易いよう配置している。開設講座はすべてシラバス上に必要な項目（達成目標・到達目標、授業内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を示し、学生が受講する際参考となるようにしている。成績は5段階（3年生は4段階）で評価されるが、専門職としての社会的責任も大きく厳格に適用している。評価は各期末の試験のみならず、各教科担当者は小テストやレポート、発表、作品、授業態度等総合的に評価し客観性・公平性を期している。担当教員の配置も、専門性や業績を重視し専門的知識や技術が得られるよう配慮している。さらに、本学科独自の講座を多数開講しており、学科の特色を活かした学習の場となっている。本学科の代表的な独自教科として「地域活動Ⅰ・Ⅱ」、「総合演習Ⅰ・Ⅱ（ゼミナール）」、「地域子育て支援論」、「カウンセリング論」を始めとする心理学系、児童館関連の科目等に力を入れている。教育課程の見直しについては、日頃の学習の成果や保育者養成に関わる法律や規則の改正を機に適切に行っている。

文化表現学科では学位授与に必要な知識や能力を修得するために以下のように教育課程の編成を行っている。

#### 1) 教養教育科目

人間、社会、文化への基礎的な理解と教養を身につけるために編成されている。

#### 2) 専門教育科目

社会で有能な人材を育成する目的で、専門的知識、技能、実践力を身につけるため以下のように編成されている。

- ①専門基礎科目…短期大学生として必要な学びの姿勢、学びの方法から、効果的なコミュニケーション手法と基礎的情報処理能力を習得する。

- ②専門教養科目…コミュニケーション能力の基盤となることばと文化への理解を深める。
- ③キャリア支援科目…キャリア形成に必要な知識と技能を習得する。
- ④3領域からなる専門科目…各自の興味と関心に合わせた専門的学習ができる。創作表現、デジタル表現、ビジネス実務の科目群で専門的な知識と技能、実践力を習得する。
- ⑤基礎的な学習に加えて発展した専門的な学習を行うためのゼミナールを置く。

授業科目の編成は学習成果に対応した専門領域群を核として、分かりやすく配置されており、年間に履修できる単位数の上限を定める努力をしている。成績評価は一定の教育の質の修得を前提に厳格に適用している。シラバスには学習成果とその獲得に必要な項目(到達目標、授業内容、準備学習の内容、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等)を明示するようにしている。教員配置は専任教員、非常勤教員ともに資格・業績を基にした適切なものとなっている。

**[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

#### <区分 基準Ⅱ-A-3の現状>

幼児教育学科では、短期大学設置基準に則り、幅広く深い教養を培うよう教育課程を編成している。具体的には教養教育科目で、深い教養を身につけられるように「日本国憲法」や「英語」「体育実技・講義」等を行っている。特に、若い女性として自分の身体や生命についての理解を深め、社会人としてのマナーや礼儀作法を身につけるための「教養演習」を必修の教養教育科目としている。専門教育科目としては、保育者としての幅広い専門知識や実践的な保育技術を身につけられるように科目の配置を行っている。さらに、専門教育科目を通じて、柔軟な思考力や豊かな表現力を養い、自ら課題を見つけその解決方法を探り実践できる力を育て、他者を尊重できるコミュニケーションの力を育成する。教養教育と専門教育とを関連づけた学習成果を評価し、その測定方法について改善に取り組んでいる。

地域保育学科では、幼稚園教諭2種免許、保育士資格に必要な要件である英語、体育、情報処理、憲法などを中心に教養科目として開設している。それら科目群は専門教育の基礎となるものであり相互の分野が有機的に関連しあい教育効果が高められなければならない。従って日頃よりレポートや発表、試験等によりその成果を測定・評価し主体的に取り組めるよう授業の改善に努めている。

文化表現学科においては教養教育科目として13の講義科目が用意されている。卒業要件としてはこのうちの4科目以上を習得せねばならない。これらの科目は専門教養科目と深い関係を有している。例えば教養教育科目の「文学に親しむ」は専門教養科目の「古典

文学を読む」「近代文学を読む」「女性文学を読む」の授業科目の前段階として位置づけられている。また、試験やレポートによってその効果を評価し、改善に務めている。

**[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は實際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

#### <区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>

幼児教育学科では、幼稚園教諭2種免許、保育士資格を取得し、将来保育者として保育現場で働くことを希望する学生がほとんどであるため、教育課程を保育者に必要な教養と専門的能力を身につけるために編成した職業教育を実施している。教育課程での学習を修了した学生たちの多くが保育現場での専門就職を果たすという点で、その学習効果の評価・測定が可能である。

地域保育学科の教育課程は、現代の保育ニーズに対応できる専門的知識・技術を習得させ幅広い視野と豊かな人間性有する保育者育成に向けて、短期大学設置基準に沿った専門教育と教養教育をバランスよく学べるよう実施している。幼児教育者・保育者育成について、学内における授業科目の個々の達成目標に対する到達度の評価と、学外におけるボランティアやインターンシップ、各種実習での外部評価と自己達成感、幼稚園教諭2種免許、保育士資格、児童厚生2級指導員資格などの各種資格の取得状況、とこれらの資格取得を活かした専門就職率等により測定・評価している。評価結果も参考とし、効果の測定・評価については必要に応じて改善に取り組んでいる。

文化表現学科では基礎的な社会と文化への理解および効果的なコミュニケーション手法の修得、また学習成果を実現できるようにゼミナールを配置している。このほか多様な知識や技能の修得として文化・文学・図書系、映画・創作・マンガ系、情報・Web・デザイン系、ファッション・サービス系の4つの科目群を設定し、職業または実生活に資する授業科目を配置している。さらには実践的な資格の取得を目指し、図書館司書課程、医療事務資格課程、ウェブデザイン実務士課程、情報処理士課程を置くほか、就職関連講座を単位取得とは無関係に置き、キャリア・デザインをサポートしている。また資格取得率等により教育効果の測定・評価を行い、改善にも努めている。

**[区分 基準Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。

- (4) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO 選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

#### <区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

本学の学生募集では、大学案内や学生募集要項にアドミッション・ポリシーに基づく「教育目標と学生に求められる要件」を分かりやすい言葉で明確に示している。

幼児教育学科では、「愛され信頼される女性の育成」という建学の理念と、「現代の保育ニーズに応えられる豊かな人間的魅力とたしかな保育技術を備えた保育者の養成」という教育目的に基づいて、平成 29 年度より以下のように入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を定めた。

- 1) 知的好奇心が旺盛で、自分の感性を大切にすること
- 2) 基本的なマナーが身についていること
- 3) 入学後の学習に必要な基礎学力をもちていること
- 4) 保育者を目指す意思が強く、学習意欲が高いこと
- 5) 自分の考えを的確に伝えることができ、他者の考えを受け入れることのできる、基本的コミュニケーション能力のあること

これらは、学生募集要項等にも入学者受け入れの方針として掲げている。さまざまな入試方法を用いて入学者選抜を行っているが、すべての試験形態において面接を必修としており、調査書や学科試験における入学前の学習成果の把握・評価のみならず、人物を重視する幼児教育学科の入学者受け入れの方針に適った入学者選抜を行っている。平成 27 年度より AO 入学試験を導入し、平成 28 年度より「自己アピール・自己表現」の力に着目した AO 入学試験を実施している。AO 特待入学試験ならびに AO 入学試験、指定校推薦により早期に入学を決定した者に対して、基礎学力向上のために 8 月から入学前課題の提出を義務付けた。また秋から、初心者を対象とした 6 回のピアノレッスンをを行った。さらに、入学前教育の一環として、入学後の学習の心得や実習等について理解するため、1 月から 2 月にかけて計 3 回の集合教育を実施した。課題であった入学者の入学後の動向を IR 推進室や入試広報室との連携を通して、見ていこうとしている。また、入学前教育のより一層の充実を図ることも検討中である。なお、入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）と並行して、平成 29 年度より教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）も変更したため、全体の整合性を諮ることができた。

地域保育学科では学科の学習成果にふさわしい入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）として、「子どもと保護者の気持ちをあたたかく受け止め、自分自身も成長できる人。また、自他の人権を尊重し、教養とマナーを備えた人。」と大学案内に明示して

いる。

選抜方法として、AO入学試験（保育士資格・幼稚園教諭2種免許の取得を目指し、さらに本学科で開設しているその他の資格取得に意欲があるもの）、推薦入学試験（指定校推薦、公募推薦、特別推薦）、一般入学試験、特別入学試験（海外帰国子女）を設けている。すべての入学試験は、学科試験や調査書等の成績だけではなく、地域保育学科の入学者受け入れの方針に添った人物を重視する入学者選抜の方法をとっている。入学前の学習成果の把握・評価については提出された調査書、ならびに学力、面接試験で行っている。

文化表現学科では、高校卒業程度の学力を有し、学科の学位授与の方針にふさわしい人を広く受け入れるために、以下のような入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）とし、その内容の一部を入学案内等で公開している。

- 1) 年齢に相応しい知識、技能、人間力が備わった人
- 2) 日本の伝統文化や現代文化、さらには異文化に関心を持ち、多様性を受け入れ意欲的に学ぼうとする人
- 3) 社会とのかかわりを意識的に捉え、判断し、実践しようとする意欲のある人
- 4) 自分の発想や主張を表現するための手法や技術を習得しようとする意欲のある人

入学者受け入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価の基準となっており、また入学者選抜の方法においても重要な基準となっている。早期入学決定者については、入学時までに各種の学習課題を与え、基礎学力の修得と入学準備の指導を行う。

受験に関する日常的な問い合わせについては、入試広報室が対応しており、オープンキャンパスなどの機会には、各学科の教員と職員を交えた多くのスタッフが個別相談に応じることで、入学希望者個々の質問、希望に対応することができている。

入試に関する広報ならびに入試事務についても主に入試広報室が担当しており、入試選抜方法については入学者選抜試験委員会が検討し、教授会の審議を経ることで全学的な視点から検討し実施している。学力試験に加え面接の結果なども、点数化することで評価基準の明確化を図っている。入試に関しては、一般入試、公募等の推薦入試、AO入試など高校生などの意向に応じて設定し、それぞれに応じた選抜方法や基準を各学科で設けている。高校訪問その他を通じて、高校生の進路概況を随時聴取し、定期的に点検している。またアドミッション・オフィスを内規で定め、アドミッション・ポリシーに沿った受験生の能力を見極めることを重視して取り組んでいる。授業料、その他必要な経費は学生募集要項や入試ガイドに明記している。

広報については、入試広報室と入学者選抜試験委員会が協同して、広報に関する内容（募集要項等の作成からオープンキャンパス・高校訪問等）について協議し、検討する体制が整っている。募集事務は入試広報室が行っている。またスマートフォンでの資料請求者が増えてきており、整備している。

入学手続者に対する入学までの期間に各学科が入学前指導を実施している。入学後のオリエンテーション、新入生交流研修旅行を通して学習態度の涵養と学生相互の仲間づくり並びに学生と教員との関係づくりの機会を設けている。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

#### <区分 基準Ⅱ-A-6の現状>

幼児教育学科の学習成果は、各教科内での作品制作や文章表現、グループワーク等の取り組みなどの評価及び定期試験の成績評価等の学内における評価のみならず、各実習先からの評価や、幼稚園教諭2種免許、保育士資格の取得状況及び免許・資格を活かした専門就職率等の外的評価等によって定期的に行われており、測定可能である。幼児教育学科では、幼稚園教諭2種免許、保育士資格を取得し、将来保育者として現場で働くことを希望する学生がほとんどであるため、学習成果としては、個々の授業科目の単位を本学の規定通りに取得することは言うまでもなく、幼児教育学科における学習の集大成である保育所実習、施設実習、教育実習の各実習で、それまでの学習成果が発揮されており、学習成果は一定期間（一部2年、二部3年）で獲得可能である。また、学習成果を獲得した学生たちの多くは現場で保育者として働くことになるため、幼児教育学科の学習成果には実際的な価値があり、専門就職という点で学習成果は測定可能なものとなっている。平成29年度の課題であった、幼稚園教諭2種免許と保育士資格のうち、片方しか取得せずに卒業する学生の数を減らすことを検討中である。

地域保育学科の学習成果は、学内における授業科目の個々の達成目標に対する到達度の評価と、学外におけるボランティアやインターンシップ、各種実習での外部評価と自己達成感、幼稚園教諭2種免許、保育士資格、児童厚生2級指導員資格などの各種資格の取得状況とこれらの取得を活かした専門就職率等によって明確であり、測定可能である。その他の資格として図書館司書、ピアヘルパー、レクリエーション・インストラクター、おもちゃインストラクター等があり必要な学びの後、試験等を受け合否判定が出るもの、授業時の学習成果が資格認定に繋がるなど一定の学習成果として資格取得が連動したものとなっている。学習成果は3年間で実現可能であり社会的に有用である。

文化表現学科の学習成果は、図書館司書資格、医療事務資格、ウェブデザイン実務士資格、情報処理士資格などの取得や作品の制作など、具体性があり、測定可能である。例えば、具体的な学習成果の一つとしての司書資格取得は、社会的にも認知された実際的な価値をもつものであるが、必要な教科の単位修得、つまり学習成績で合格点を取ることと卒業要件を満たすことが条件となっており、客観的に測定された学習成績に基づき、在学期間内で獲得可能なものとなっている。また、社会的にその評価が定着している情報系や秘書系の検定への合格者も複数名いる。また、創作系科目における評価は、作品の完成度だけでなく多様な授業への取り組みによる評価が行われていることがシラバスでも確認できる。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

#### <区分 基準Ⅱ-A-7の現状>

測定可能な学習成果として、GPA、学位取得率、免許・資格取得率等が挙げられる。GPAが低い（2.0 未満）学生に対しては指導教員が面談を行い学習面と生活面で指導を行うことで、GPA 値の改善と成績不良が留年・退学に繋がらないように支援している。取得可能な免許・資格は学科で異なるが、学科毎に免許・資格の取得状況について勘案し、取得率の向上を図っている。なお、ポートフォリオとルーブリックについては、一部学科のみで作成・活用している。

学生に対してアンケートによる新入生調査、学修時間・学修行動調査、学生満足度調査を行い、集計・分析した上でその結果を全教員に周知し、学生の学修指導や生活指導、学内整備等に活用している。インターンシップ、留学、大学編入について、説明会・報告会等の場を設け学生に開示することで、学生生活を充実させ卒業後の進路決定の選択肢を広げる一助としている。また、教職員が幼稚園・保育所・施設、企業訪問を行う際、雇用者から聴取した就職者の様子等をキャリアセンターが取りまとめて回覧している。

入学試験別に入学者の GPA、在籍率、卒業率、免許・資格取得率、就職率等の追跡調査を行い、適切な入学者受け入れが行われているかどうかの検証を行っている。また、免許・資格取得状況や専門職への就職率の公表を行っている。

#### [区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

#### <区分 基準Ⅱ-A-8の現状>

平成 28 年度からの課題であった卒業生の進路先での評価と情報収集については平成 29 年度「卒業後のアンケート」という形で平成 28 年度卒業生宛と内定先（園・企業宛）にアンケートを発送し、その結果を今後の「学習成果の点検」「フィードバック」などに繋げていくこととする。また、卒業生の進路先からの評価の聴取は平成 27 年度から継続して以下のような形で行われており、結果を学習成果の点検に活用している。

幼児教育学科・地域保育学科は、6～7月にかけての「幼稚園・保育所・施設訪問」の折に、全教職員が 336 園を訪れ、求人依頼・採用のお礼とともに卒業生の様子を聴取している。その結果は報告書に記入し、キャリアセンターがファイルにまとめた後、回覧している。

また、9月に62園以上が出席して開催された「幼稚園・保育所・施設懇談会」の機会に、園長やOGから、卒業生の勤務状況や本学への要望等について聞き取り調査を行っている。

文化表現学科では、2～3月にかけて企業39社への採用のお礼及び求人依頼の訪問を行う。また、就職関連講座の中で1月には企業から職種の違う2社が出席して行う職種研究会や、2月には8社が出席して行う合同企業説明会が行われている。このような機会に、企業の人事担当者からは職種や企業の説明と、卒業生のOGからは職場での勤務状況や体験談を話してもらい、本学への要望等について聞き取りとアンケートを行っている。

在学生の就職意欲の向上に関する取り組みについては、幼児教育学科・地域保育学科では、公立保育士受験者の参考となるよう、平成29年度に所沢市・秩父市・入間市・朝霞市・北区・中野区の公立保育士となった卒業生6名に、受験や保育現場での仕事などに関する講話をOG報告会として6月の公立保育士対策講座の中で行った。

#### <テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

幼児教育学科では、新しい学位授与の方針の周知について、従来通りホームページその他で図ると共に、学科の学生たちへの周知徹底を課題としなければならない。学生が自主的にシラバスを見ることが少ない。カリキュラムポリシーに関する理解が不足していると思われる。幼児教育学科では、平成25年度より教養教育科目に「教養演習」と基礎学力向上のための「基礎演習」を配置し、1年次の必修科目としたが、その内容を再検討し学習成果を確認する必要がある。卒業までの年限が短いため、どうしても専門教育科目の方に時間をかけがちであるが、専門教育の中でも教養が身につくよう教養教育との連携を更に図ることが課題である。教養教育科目として「基礎演習」と「教養演習」を配置し、1年次の必修科目とした。しかしこの科目を単に入学後の基礎学力向上としてだけではなく、後に経験する各種「実習」に結びつく学力としても捉えて行く必要がある。また、AO特待入学試験及びAO入学試験による入学者の入学後の動向を、今後も継続して見ていく必要がある。AO入学試験で入学する学生の入学前教育のより一層の充実を図ることも課題である。さらに、幼稚園教諭2種免許と保育士資格の二つを取得することが、社会的な要請として強まってきているが、学生個々の事情が複雑であるため、両方の資格取得を促すことが困難であることも多い現状ではある。今後も引き続き免許取得辞退者を減らすことが課題として残る。また学習成果が思うように上がらない学生も一定数いるため、その支援をしていく必要がある。

地域保育学科では、学位授与の方針については、学生必携である学生便覧に明示しているが、より周知を図るため日頃の適切な指導が必要である。学位授与の方針は職業人としてまた社会人としても求められているものであり、学内外に対して積極的に広報する。今後も学位授与の方針については、様々な観点から定期的に点検する。教育課程および教科の配当年次や指導内容の見直しについて、学位授与の方針や学習の成果に鑑みながら社会や学生のニーズに応じて柔軟な対応が必要である。幼稚園教諭2種免許、保育士資格に必要な専門的教育科目要件が多くを占めるため、人文、社会、自然分野に関する幅広い教養教育科目の開設や選択が困難である。豊かな感性と資質を持った保育者を養成するという

学位授与の方針に基づいて、現代の保育のニーズに対応できるような幼児教育者・保育者育成にいつそう努める。またより多くの資格を取得できるように支援していく。入学説明会やオープンキャンパスをはじめ各種入試説明会において地域保育学科の受け入れ方針をこれまで以上に訴えていく必要がある。現代の保育のニーズに対応できるような幼児教育者・保育者育成にいつそう努める。

文化表現学科では、学生便覧への学位授与方針を含む「三つの方針」の明示に止まらず、履修指導の機会ごとにその周知徹底を図る必要がある。資格取得支援科目の指導内容の充実を図ることが当面の課題である。教養教育の効果は学生の期末試験結果、レポートの内容について判断しているが、必ずしも改善につながっていない。現在も行っている添削指導と一部スクーリングを含む入学前指導を、在学生との交流などにも拡大して充実を図ることに加え、アドミッション・ポリシーをより具体化できるような内容に改善する必要がある。学習成果の査定を各種検定試験への挑戦とその成果としても行っているが、褒賞金の対象資格の拡大などを通して一層の成果を図ることとする。

平成 29 年度入試の結果は、文化表現学科の定員充足率 75%、幼児教育学科第二部の定員充足率 82%、地域保育学科の定員充足率 64%という現状を鑑み、入学定員の充足が今後の課題であると考えている。また、文化表現学科の学生はコミュニケーション力不足の学生が多いので、さらなるコミュニケーション力アップ対策が重要課題である。

現在、ポートフォリオとルーブリックの作成・活用は、教員に一任されている。今後は全学的に行うことが課題である。

卒業生の進路先での評価と情報を更に継続して収集する。また、得た評価と情報が今以上に「学習成果の点検」に具体的に有効活用していくために必要となる、「収集方法・収集項目」と「フィードバックの方法」の再考が課題である。

#### <テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

特記事項なし

#### [テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

#### <根拠資料>

(略)

#### [区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
  - ① 教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
  - ② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
  - ③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
  - ④ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。

る。

⑤ 教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。

⑥ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。

(2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。

② 事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。

③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。

④ 事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。

(3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。

① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。

② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。

③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。

④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。

⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

#### <区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

幼児教育学科では、学位授与の方針に基づいて学習成果の獲得を支援するために、各教員は多様な方法を用いて指導を行い、シラバスに示した基準に基づいて学習成果の評価を行っている。教育の目的・目標の達成状況をより具体的に把握・評価するために、学期末の試験のみでなく授業時の小テスト、レポート、発表、作品提出等多様な方法を取り入れており、学生に対する個別の指導や支援をきめ細かく行っている。また、各教員は学期ごとに学生による授業評価を受け、その結果を認識して事後の授業改善に取り組んでいる。さらに、FD活動の一環で一定期間の授業公開が義務付けられており、自分の授業の反省や他の教員の授業からの学びを積極的に行っている。各教員は、各自の授業における学習成果を認識しているのみならず、学科会や教授会を通じて、学生の学習成果の獲得状況を把握しており、学級指導教員を中心に履修や卒業に向けての指導も個別に行っている。課題となっていた、科目間での内容の重複については、シラバスを比較することによって、必要と思われるところは調整を始めた。

地域保育学科に所属する教員は、本学科における保育者養成理念と学位授与の方針を理解し、シラバス上に成績評価基準を明示し、教育の目的・目標の達成状況を把握しながら学習成果を評価している。学習成果をより公正で客観的に把握するために、期末の試験のみではなく授業時のミニテスト、レポート、発表、作品提出、さらに授業への取り組み姿勢など様々な観点から評価している。FD活動の一環として、教員は定期的に学生から授業評価を受け、その結果を参考にして修正し、より適切なものとして授業に生かしている。また教員間において授業の相互参観も実施しており授業方法の改善に取り組んでいる。な

お、それらは公開されている。学生の学習成果獲得に向けて学科の教員は、必要に応じて互いの授業内容について情報交換ならびに協力調整を行っている。しかし、現状において特に隣接教科、関係教科間での指導内容の確認・調整が十分になされているとは言い難い。資格取得を目指し社会的責任の大きい保育者を養成する学科であるため、各教員は学生に対して、きめ細かな指導は欠かせない。特に学級指導教員は履修・卒業に至るための学習面の指導のみならず生活面にわたっての支援を行なっている。毎月の学科会では、学生のそれらについての情報交換をする場を設けており支援に役立てている。

文化表現学科の教員は、学習成果の査定を適切に行うために、シラバスにおいて成績評価の基準を明示するとともに、評価項目のウェイトを学生に示している。期末の試験や課題、レポートの提出のほか、授業時の小テストや、口頭での質問に対する回答にも留意し、学習指導と学習支援を行っている。また、授業時に、学生自身の学習状況を「ふりかえりの記録」に記入させ、学習課題の明確化と理解度の自己評価を実施している。学生個人の「学習のカルテ」を作成し、学生自身が自分の学習成果の到達状況を記録することで、自己成長の自覚を促している。学生による授業評価はFD推進委員会が指定した教科について定期的に受けており、その結果について各自が確認し、授業方法の改善等によりフィードバックを行っている。授業内容についての協力・調整等は、非常勤講師も含めて個別に行っている。また、クラス担任制や少人数でのゼミナール指導などを通じ、学生に対して履修及び卒業に至るまでの学習支援ならびに生活指導を個別に行っている。

非常勤を含む全ての教員はFD推進委員会が指定した教科（受講者が多い科目を中心に選定）について、前期・後期それぞれに、学生から授業評価を受けている。その結果を元にPDCAサイクルを用いて授業の改善計画を提出し授業に活かしている。集計結果とともに学生の自由記述も公表されている。平成29年度からは、授業評価の結果が思わしくない教員には学長から指導がなされている。また、教員間において授業の相互参観も実施している。平成29年度は、前期は7月3日から7月15日まで、後期は12月4日から12月16日までの相互参観期間を設けた。特に専任教員には最低3つの授業の参観を義務付け、その評価を記述して提出している（授業公開 コメントシート）。なお、それらは学内で公開されている。

短大事務部職員をはじめとする全ての事務職員は、それぞれの職域において学生の学習成果を認識し、その獲得に各部署での業務を通して直接的、間接的に様々な貢献をしている。学生の入学目的は、卒業、資格取得、資格を活かした就職等であるが、すべての学生が目的を達成して卒業できるように履修指導、就職指導等の学生支援を行っている。例えば、学生の学習成果の獲得に対して最も関係が深い教務課職員は、入学直後のオリエンテーションにおいて、パワーポイント等を利用して、学生にわかりやすく学習や科目選択のためのガイダンスを行っている。その内容は、卒業と資格取得の要件、教科履修計画及び履修の方法などである。教育実習、保育実習を実施する学科においては、実習の概要についても説明を行っている。また、在学生には、学年の終わりに次年度の科目履修についてのガイダンスを行っている。このほか事務室では、常時職員が相談に来た学生を個別に指導している。本学では、履修登録を学生自身がWeb登録で行っており、入学直後の履修登録の際には教職員が立ち会い、登録方法の説明や学生からの質問等に応じている。選択科目については、1回目の授業を受けた後、登録の変更が可能であり、3回程の授業が終了

した後に履修取り止め届けの提出期間を設けている。欠席の多い学生、履修登録を忘れて  
いる学生など問題のある学生については、関係する学科、教員に連絡するとともに、必要  
に応じて職員自らも指導に当たっている。このように教務課職員は、学生からの相談相手  
になるとともに、学科や教員との連絡調整役となり、学生への学習支援を通して学習成果  
の獲得に貢献している。

教育実習、保育実習等の実習教育を支援する実習指導センターの職員は、実習先と担当  
教員との連絡調整、学生からの相談対応、実習調査書等書類の作成、整理などの業務を通  
して、幼稚園教諭2種免許状及び保育士資格の取得という学習成果の獲得に貢献している。

企業、幼稚園、保育園等への就職を支援するキャリアセンター職員は、企業志望者には  
1年生に週1コマ、また幼稚園・保育園等志望者には卒業年次前期に週2コマの就職関連  
講座を実施し、その中で自己分析、マナー、履歴書の書き方、小論文・面接対策等の指導  
を行っている。その他一般常識試験対策として筆記試験対策集中講座や公立保育士志望者  
を対象とした特別講座に関する業務などを行い、就職という学習成果の獲得に貢献してい  
る。

学生課の職員は、例えば奨学金業務を通じて学生の経済的支援を行い、また保健業務を  
通じて学生の健康管理の支援などにより、間接的に学習成果の獲得に貢献している。

図書館の職員は、図書の貸し出し、購入図書の選考、図書に関する相談の受付などを通  
じて、また情報センターの職員は、情報処理に関する授業における教員の補助、履修登録  
方法の指導、コンピュータに関する相談の受付などを通じて、それぞれ学習成果の獲得に  
貢献している。

また、事務職員は、学生便覧、シラバスの作成、履修登録、成績の処理、各資格申請手  
続き、実習園からの評価、就職状況などを通して、各学科の教育目的・目標の達成状況を  
把握している。

学生支援の職務を充実させるSD活動については、数年前までは組織的に行われること  
はなかった。研修成果が公表されることで職員の資質向上、職務能力の開発に供されるこ  
とになるが、一堂に会しての研修会参加者による報告も行われてこなかった。しかし、平  
成25年4月SD研修に関する規程が施行されたことにより、平成26年度からは基本的に  
課単位で研修計画が立案、実施され、指定された様式による報告書が提出された。その内  
容は、学外で開催された研修会への参加報告、パソコン研修などである。平成29年度は短  
大事務職員全体で、本学の学生相談室カウンセラーを講師とした学生支援研修を実施し、  
職員の能力向上に努めている。また、規程では、自己啓発のための研修についても規定さ  
れ、研修結果の報告、課程の修了または資格の取得等を条件として、学園が研修経費の一  
部を補助することになっている。平成29年度は、ビジネス実務マナー検定講座の申し出が  
あった。このようなSD活動を通して、直接的、間接的に学生支援の職務の充実を図って  
いる。

なお、学生の成績記録については、学園の文書保存規程に基づいて適切に保管している。  
成績原簿は永久保存とし、サーバー内にデータとして保管するとともに、書類としても保  
管している。その他の教育実習や保育実習に関する実習園からの評価や、教員による採点  
簿等の成績記録についても、規程に基づいて適切に保管している。

図書館は司書を中心に選書やレファレンス・サービスを通じ、学習支援としての資料や

情報提供のサービスを行っている。図書館は専任職員1名(司書)、嘱託職員2名(司書)、非常勤職員1名を配置している。情報検索システムとAV利用環境の更新により利便性が上がり、学生の利用頻度も高まっている。開館時間は、夜間部学生の利用を前提に日曜、休祭日以外の9時より21時10分となっている。また、本学には司書課程をもつ学科が2学科あり、情報サービス演習などの演習科目の実習場所としても図書館は活用されている。また、幼児保育系の学生の実習時期には利便性を図るため、長期貸し出しを実施している。蔵書構築については「学習図書館」としての位置付けから、司書による選書のほか各学科の意見や希望などを参考に選書を行っている。平成28年度より、図書館ホームページを公開し、図書館外からの蔵書検索や文献複写の申込、資料の予約サービスなどを開館時間外にもホームページ上から利用できるようにして、学習支援の向上に努めている。図書館の職員は、図書の貸し出し、購入図書の選考、図書に関する相談の受付などを通じて学習成果の獲得に貢献している。

情報センターは、情報教育に関わる授業でのアシスタント業務と教育用、学校事務用のそれぞれの端末についてのヘルプサービス及び学内 Web と公開 Web 双方についての運用支援を行い、学生への支援及び教職員への技術支援を通じ、直接および間接の両面から学習支援を効果的に実施している。情報センターはセンター長、スタッフ2名で構成され、情報活用支援サービスを行っている。日常業務は2名のスタッフが行っており、センター長は情報基盤整備に関わる業務やセンター業務の統括を行っている。平成26年度に更新作業をすすめ、より安全で、よりシンプルな情報機器の利用環境を実現するとともに、学内無線 LAN 網のブラッシュアップと相まって、学生や教職員にとって一段と利用しやすい IT 環境が整備され、その運用検証作業を同時に実施してきた。学内には Windows (52台) 2室および Macintosh (40台) 1室のコンピュータ室を設置し、授業内容により使い分けている。さらに履修登録やレポート作成等、学生が自由に利用できる環境を整えている。学生は学内 LAN に固有のドライブを割り当てられており、授業で作成するファイルをはじめとする個人資料を保存することができる。また、学内 LAN を通して、教員から資料を配布する SEND ドライブおよび課題等を提出する POST ドライブも設定しており、授業等で有効に活用されている。情報センタースタッフは、情報処理に関する授業における教員の補助、履修登録方法の指導、コンピュータに関する相談の受付などを通じて、それぞれ学習成果の獲得に貢献している。休講・補講情報等については各部署からの連絡配信システムにより、学生は携帯電話・スマートフォン等から確認することができる。平成31年度にはコンピュータ室の新機器類の導入を予定しており検討をすすめている。

幼児教育学科では、コンピュータ利用技術に精通した教員が増えてきており、その技術を各自授業や学生支援の際に積極的に活用している。しかし一部コンピュータ利用に関して不得手な教員もいるため、必要十分な利用技術の習得が望まれる。そのため学内FD活動の中でコンピュータ技術の指導を行い、外部で実施される研究会や講習会への参加を促している。

地域保育学科の教員は、教育内容及び学生支援を充実させるために、必要性や技量に応じてコンピュータを活用している。

文化表現学科の教員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、学生への配布資料の作成やプレゼンテーションのためのスライドの作成、課題の通知や提出にメールや SNS

を利用するなど、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

**[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

**<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>**

入学手続者への入学前の情報提供は、各学科でそれぞれの対応を行っている。入学後に授業や学生生活を円滑に進めていくために、課題の送付や、スクーリングを実施している。どの学科も日程を定めて、入学予定者を学校に登校させ、専任教員から入学に向けてのアドバイスや、学科の特色を表した授業を複数回行っている。

新入生向けオリエンテーションは入学後2日間（幼児教育学科第二部は3日間）にわたり実施している。全体会では、学長講話をはじめ、「学生便覧」を基に本学の建学の理念、教育目標、教育方針について説明を行っている。その後は各学科に分かれ該当学科の「三つの方針と学習成果」について説明し、続いて、教科履修計画表と時間割表を基に、卒業及び資格取得要件の履修や登録方法等について、教務課員がガイダンスを行なっている。また、本学では学級指導教員制をとっており、オリエンテーション期間中の指導時間やオフィスアワーを活用して、学習の方法や単位履修、成績についての個別指導、助言を行っている。平成28年度入学生からは、半期終了時点でその期のGPA値が2.0未満の学生に対し、学級指導教員による個別指導を行うことが教務委員会において承認され、実施されている。また、卒業延期生、進級停止者等個別指導を必要とする学生には、教職員が連携をとりながら学習面や生活面についての支援を行っている。更に、後期授業終了後に再度オリエンテーションを実施し、学習成果の獲得に向けたきめ細やかな指導体制をとっている。

「学生便覧」は入学式当日に全ての入学生に配布し、卒業までの学生生活のガイドブッ

クとして活用するよう指示をしている。また、「シラバス」は教科担当者が作成した原稿を学科長及び教務委員会委員等第三者による内容精査を経た後に学園ホームページ上に公開している。記載事項については毎年教務委員会にて検討を行い決定しており、平成 29 年度のシラバスには、授業の内容及び到達目標・授業計画・授業に対する予習/復習・成績評価の方法・教科書・参考文献・注意事項について明示し、随時閲覧して受講前後に活用できるようにになっている。

幼児教育学科では、進度の速い学生と学習上の困難を抱える学生との格差が大きい現状がある。そのため平成 25 年度より教養教育科目に基礎学力向上のための「基礎演習」を 1 年次学生の必修科目として新設し、その中で語彙力・文章力、数的理解、コミュニケーション力向上のためのカリキュラムを組んでいる。また学習上の困難を抱える学生については、上記科目以外にも個別に指導を行い、学習成果の獲得に向けて対応することを検討している。特に実習指導に関しては、授業時間についても保育者養成課程の規定の 1.5 倍程度の時間を割り、それ以外にも実習の準備の整わない学生や実習後に更に徹底した指導の必要な学生に対しては、実習教科担当教員が個別指導に相当の時間を費やしている。そのため実習教科担当教員の負担が非常に大きくなっていることが課題であったが、実習指導の改善を図るため、人員配置や学生指導の方法等について、学科会等で協議を重ねている。またピアノのレッスン内容等、一定の実技科目等には個別課題を課し、習熟度別の学生対応を行っている。

地域保育学科の学生は、通常の授業や実習の中で自分の考えや指導案、記録等を文章としてまとめ書く力が必要とされている。そのため国語に関しての学力向上を図っていかねばならないが現状では十分ではない。各教科においても基礎学力が不足する学生に対して、組織的な補習等は行っていない。学習成果の獲得に向けて丁寧な指導を心がけているが基礎学力不足や学習上の悩み解決にむけて対策や工夫が求められる。なお進度の早い学生や優秀学生には、時間外を使つてのボランティア活動への積極参加や学習の成果をさらに深めるサゼスションとともに、学内活動のリーダーとなるよう励まし支援している。地域保育学科では各学年 2 学級で編成されていて各学級には学級指導教員がおかれている。学生の生活や学習の様子に目を配り、必要に応じて指導・助言や家庭連絡するなど成果の獲得に向けた支援している。今年度から GPA に基づいた指導・助言を行っている。学生の相談には学級指導教員以外にもゼミ担当教員やオフィスアワーや休み時間等を利用してすべての教員が学生の相談にのっている。さらに学科会において学生の動向を議題として取り上げ情報の共有化を図り指導の手がかりとしている。

文化表現学科の教員は、「短大生基礎力演習」における国語、数学、社会を主とした基礎学力チェックテストの結果をもとに、問題のある学生には個別指導をする機会を設けている。また、情報処理に関連する科目では能力別のクラス編成を行い、進度の遅い学生、進度の速い学生双方に配慮した指導を実施している（「情報処理演習」、「文書処理演習」、「表計算演習」など）。進度や技能が上位の学生には、積極的に資格取得や検定試験の受験を勧め、おおむね 2 級以上の上級資格取得者には検定料等を褒賞金として給付している。平成 29 年度はのべ人数で 17 名の給付者がおり成果を上げている。国際的なコミュニケーション能力の向上のため、教養教育科目の中に英会話のほかにも中国語、韓国語会話を設け、前後期の 2 期開講、各期週 2 回、30 時間の演習授業を行って理解の遅い学生にも配慮して

いる。また、専任教員はオフィスアワーを週に1コマ設定し、研究室で学習や進路、その他の支援を行っている。また、カリキュラムマップを学生への履修指導に活用する。

実習委員会では、学生の実習支援のための資料として「実習の手引き」を作成している。実習の事前事後指導の授業では、この手引きに基づき指導を行い、学生は実習生としての個人情報の取り扱いについて学ぶなど、実習に必要な知識や心構えを身に付けている。また、学習支援の一環として、年に一回、幼児教育学科及び地域保育学科では全学年を対象に「実習報告会」を行っている。既に実習を行った学生が、これから実習に向かう学生に対して自らの貴重な実習体験を伝え、これから実習を行う学生が知識・技術ともに実習に必要な準備を具体的にイメージできる場となっている。実習教科担当は、学生の学習上の悩みや実習に関する相談に応じ、適切な指導助言を行う体制を整備している。幼稚園、保育所、施設実習の前後に実習園からの評価票に基づく個人面談を行い、実習についての評価をフィードバックするとともに、特に問題を抱えている学生に対しては、何度も面談を行うなど、きめ細かい指導を行い、実習をやり遂げることができるよう支援している。実習教科担当教員同士、また学科の教員同士の連携を大切にし、情報の共有を心がけている。

#### [区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

#### <区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

学生の生活支援のための教職員の組織については、各学科より選出された教員8名と学生課職員4名で構成された学生委員会がその任にあっている。学生委員会では、1) 学生の生活指導、2) 学友会活動である学園祭や球技大会の実施、各種委員会やクラブ活動員の育成、並びに学内外での活動や各種大会への参加指導に関すること、3) 学園行事で

ある入学式、新入生研修交流旅行、卒業式等の実施指導に関すること、4) 学生への経済的支援(奨学金等)に関すること、5) 学内の環境整備、保健衛生(定期健康診断の実施)、消防避難訓練や防犯対策に関することについて協議運営をしており、その職務は非常に多岐に亘っている。

学友会の運営については、各学科から選出された学友会役員28名が中心となり活動している。その企画から運営にあたっては「学生が主体的」に活動できるように、教職員が学生とコミュニケーションを密に図り、きめ細やかな指導、助言を行い支援に取り組んでいる。学友会各種委員会では、学級委員・体育委員・生活委員・保健委員・選挙管理委員・秋草祭実行委員・卒業パーティー&アルバム委員が選出され、各委員の役割に沿って、学級活動や授業の補佐、学園祭をはじめ学園行事等の運営や取りまとめを行っている。学友会部活動では、バスケットボール部の他スポーツ系6団体、キッズクラフトクラブの他文化系12団体が、顧問(教職員等)の指導のもと、学内外での活動や各種大会への参加に向け活動を行っている。

学生のキャンパス・アメニティについては、カフェテリア形式の学生食堂に約220席を設けている。外部委託業者が授業日の11時30分～13時00分まで、日替わりランチ定食等10種類程度のメニューを提供している。その他設備として、飲料・カップ麺・カロリーメイト等の自動販売機6台・給湯茶機1台・電子レンジ2台・大型テレビ1台が設置されている。学生食堂に隣接した売店では、文房具・弁当・菓子類等を扱っており、営業時間帯は10時30分～19時40分となっている。また、3階の屋外「フレンド」(学生談話室)には、開放的な空間として59席と飲料自動販売機2台が設置され、校舎外の硬式テニスコート2面と隣接する芝生広場には、イス・テーブル・パラソルと飲料自動販売機1台が設置され、学生同士の交流の場として活用されている。

学生寮は設置されていないため、住居が必要な学生には本学指定業者を紹介して斡旋を行っている。通学のための支援として、駐輪場(約150台収納)及び駐車場(21台収納)を設置している。特に駐車場については、幼児教育学科第二部の学生で本学所定の「自動車通学許可申請書」を提出し、学生委員会で承認された者を対象に貸出している。

学生への経済的支援として、「秋草学園奨学金規程」に基づき、学業・人物ともに優秀であるにも拘らず、経済的事由によって修学困難な者に対し、奨学金を貸与している。その返還方法及び期限は、無利息とし本学を卒業した月の翌月から起算して6ヶ月を経過した後7年以内に返還しなければならないとなっている。

日本学生支援機構奨学金制度の、平成29年度採用状況は次表のとおりである。

平成 29 年度日本学生支援機構奨学金採用状況表

学科	学年	一種	二種	一、二種 併用	その他 奨学金	計
幼児教育学科第一部	1	13	47	6	0	66
	2	16	40	1	1	58
地域保育学科	1	5	8	3	0	16
	2	7	19	3	1	30
	3	11	23	2	1	37
文化表現学科	1	3	13	3	0	19
	2	5	9	4	0	18
昼間部合計		60	159	22	3	244
幼児教育学科第二部	1	10	19	6	0	35
	2	10	23	2	0	35
	3	8	16	0	2	26
夜間部合計		28	58	8	2	96
専攻科	1 ・2	0	1	0	0	1
総合計		88	218	30	5	341

学生の健康管理については、学校保健法に基づく定期健康診断を4月に実施し全学生の健康状態を把握している。保健室に看護師（嘱託職員1名と派遣看護師）を輪番制で配置し、月曜日～土曜日の幼児教育学科第二部学生の下校時21時20分まで対応している。メンタル面のアンバランスから夜間眠れないなどの不眠が続き休養に来る学生も少なくないため、学生が安心して利用できるよう寝具類を清潔に保ち環境整備に努めている。

また、保健室利用状況（月毎の利用者数・症状・処置対応等）を全教職員に報告するとともに、「保健だより」も季刊で発行し、健康管理や感染症等の予防について、ポスター掲示や春・夏休み中の事故防止等のプリント配布により周知に努めている。怪我等の応急処置については簡単な医薬品を揃え、学生の課外活動参加による引率時にも持参できるよう救急箱（5箱）の準備をしている。

学生相談室には、週2回（木曜日：12:30～17:00 金曜日：14:00～20:00）専門の女性カウンセラーを1名配置し、学生生活を送る中での不安、悩み、健康等について相談役となり支援を行っている。なるべく多くの学生に安心して利用してもらえるよう心がけ、リフレッシュメントを提供し和やかな会話が進むような環境づくりや、学生の反応やリクエストに応える形でサポートを行っている。

学生の防犯対策については、埼玉県警察本部や所沢警察署生活安全課による防犯対策講座や、所沢中央消防署の指導による消防避難訓練と、火災や自然災害等の発生時の注意や講話を実施している。また、所沢警察署生活安全課では、本学学生のために近隣の巡回指導も実施している。

学生生活に関して学生の意見や要望の聴取については、FD委員会において、4月に新入生を対象に「新入生アンケート」を、1月に全学生を対象に「学生生活満足度調査」を実施している。その学生の意見や要望の聴取により、学生生活支援のための環境づくりや指導に努めている。

社会人学生の学習を支援する体制として、全国でも数少ない夜間の課程として、幼児教育学科第二部（夜間部3年課程）入学定員100人を設置している。授業は月曜日～土曜日、一日2コマ（第1時限：18:00～19:30、第2時限：19:40～21:10）開講している。教務課とキャリアセンターが連携して、昼間は幼稚園・保育園・施設等で働きながら卒業及び資格取得を目指す学生への支援に取り組んでいる。

障がい者受け入れのための設備は、エレベーターと車椅子用リフト、トイレを備えているが、平成28年度以降の課題となっている障がい者向けトイレ設備増設に向けての動きはない。留学生及び長期履修生の受け入れについても、実績がなく検討もされていない。

学生の社会的活動については、所沢市・所沢市社会福祉協議会・西武鉄道の協力を得て「駅ボランティア体験会」を行なった（平成29年11月25日実施）。地域保育学科と文化表現学科の学生約60名が参加して、車椅子利用者や視聴覚障害の基本的なサポート方法について体験し知識を修得している。受講者には「駅ボランティア証」が西武鉄道より交付されている。また、「所沢市民フェスティバル」や「野老澤町造商店（サンタをさがせ）」への学生派遣なども毎年継続して行っている。その他、地域から寄せられるボランティア募集については、学内に専用掲示板を設け学生に情報提供をしている。様々な課外活動に参加することで地域の人々と積極的に関わり将来社会人として立つべき幅広い経験を体得している。また、平成29年度に本学と所沢市による「官学連携に関する基本協定」が締結され、今後は地域社会の発展と人材育成のための取り組みを企画し、実行に移されていくこととなる。

地域保育学科では、学科の目的である「子どもは地域社会で育成するという理念に基づき、それに必要な専門的知識・技術を習得し、幅広い視野と豊かな人間性を有する保育者」を育成するために、社会的活動を重要な教育課程の一つとして位置づけている。具体的には所沢市を中心とした近隣の区市町村の施設、児童館、特別支援学校等および行政が主催・後援する文化団体、商工業等における学生のボランティア活動であり、今後もさらに力を入れていきたい。

#### [区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

#### <区分 基準Ⅱ-B-4の現状>

学生の就職支援のために、「キャリアセンター」の専任職員4名と、各学科より選出された教員9名で組織する「就職指導委員会」が、学生の就職内定をめざして就職ガイダンス、就職支援講座等の企画、運営を行っている。平成29年度もキャリアセンターが中心となり、就職指導委員会で就職に関する問題を審議しながら、就職に関する様々な学生支援を行った。

キャリアセンターには、学生が使用できるパソコン3台、コピー機1台、テーブル8台、椅子21脚と職員用のコピー機1台、ファックス1台の機器備品等が備えてある。求人票については、届きしだい壁面に掲示するとともに、過去3年分の「求人票ファイル」、「内定報告書」及び1,500園以上の「園別ファイル」を閲覧棚に収めてあり、常時閲覧できるようにしてある。

本学学生の就職希望先は、文化表現学科は主に一般企業、幼児教育学科と地域保育学科は幼稚園・保育所・施設等である。一般企業志望者には1年次より週1コマ、幼稚園・保育所・施設志望者には卒業年次前期に週2コマをそれぞれ「就職関連講座」として時間割に組み込み、自己分析・マナー・履歴書の書き方・小論文・面接対策等を行っている。なお、就職関連講座では、就職支援を専門とする外部講師を招聘している。

平成28年度から文化表現学科では、在学生（1年生）に対して9月から始まる就職関連講座の周知と出席率の向上を図るため、7月に就職関連講座のオリエンテーションを行い夏休みの宿題として就職活動の動機づけを目的とした課題を出した。また、同5月に保護者の方を対象に現在の就職環境の状況とご子女の就職支援の理解を深めてもらうことを目的とした保護者向けの就職活動説明会を開催した。また、平成29年度から文化表現学科の学生本人が早期に希望職種を探し、企業説明会への参加、受験などの就職活動をスムーズに進めていける様に今年度の春季講座ではVRTカードを使った検査を実施した。

春季休業中には、一般常識試験対策として筆記試験対策集中講座を行っている。また、公立保育士志望者には、公務員合格を目標に掲げ、別途講座を設けている。

就職状況については、幼児教育学科第一部は98%、幼児教育学科第二部は98%、地域保育学科は100%、専攻科は100%、文化表現学科は97%、全学科での就職内定率は99%である。幼児教育学科・地域保育学科・専攻科の学生は、資格を生かして幼稚園に26%（69名）、保育園に65%（172名）、施設に5%（14名）就職している。一般企業にも4%（11名）が就職している。文化表現学科の学生は、一般企業に事務職・販売職として19名が就職している。平成28年度、改善計画の「卒業前研修」を文表内定者24名で実施し、今後求められる「社会人のマナー」について演習を中心に実施した。これらの就職状況については、各学科のクラスごとに「就職先一覧表」を作成し、教員に配布している。また、就職関連講座の中で、就職先を順次学生にも伝えて就職意識の高揚を図っている。また、未内定のまま卒業した学生に対しては、その後も全学科共通して就職支援を行っている。

進学、留学については、他大学からの「編入一覧」等を掲示し、希望者が出た際に個別指導を行っている。平成29年度の進学は、四大編入1名、本学専攻科7名、専門学校1名、留学1名であった。

なお、キャリアセンターでは、幼児教育学科第二部の勤労学生の希望者に対し、昼間の保育所や幼稚園でのアルバイトを紹介している。二部アルバイト学生のミスマッチや契約期間内の退職を防ぐため、平成29年度入学予定者を対象（保護者含）に「アルバイト希望

者説明会」を実施し事前の諸注意の説明やアルバイト求人の斡旋を行った。

実習指導センター等関係部署とキャリアセンターの情報共有は改善されつつある。内定後、学費未納や単位不足の為卒業延期となる学生を防ぐために、幼保施向けの「就職関連講座」内で、事務局長・企画財務部・教務課の担当者から卒業年次生向けに説明の時間を設けた。在学生については、実習の中止や辞退をした学生に関する情報を実習指導センターから受け取り、就職活動のトラブルを未然に防ぐため、一人ひとりの学生の状況を把握したうえで円滑な就職活動に活かすよう努めている。平成 28 年度、課題であった実習期間中の就職活動の様々なルールの確認を、後期実習直前に実習教科担当と就職指導委員長・キャリアセンターで協議し周知徹底し改善を図った。

### <テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

保育者養成課程である幼児教育学科の教科目は、科目間での内容の重複を防ぐために、今後も担当者間での連携・調整が不可欠である。専任教員間での連携等は比較的スムーズに行うことができるが、非常勤講師が担当する科目との連携・調整については、機会が限られているために、不十分な面がある点は、前年度に続き課題として残っている。また、コンピュータ利用技術を各自授業や学生支援に、更に積極的に活用する必要がある。そのためコンピュータ利用に関して教員に、必要十分な利用技術の習得を促すことが課題である。優秀学生と学習上の困難を抱える学生との間に習熟度格差が依然として大きいため、依然として実習やピアノ等実技科目以外においても、習熟度別の学習支援対応策を講じる必要がある。また、実習指導における個別指導に関して、近年学生に関わる問題も増加しているため担当教員の負担が非常に大きくなっていることから、実習指導体制を改善しなければならない。

地域保育学科における保育者養成のための授業は、異なる授業であっても内容が重複されたり漏れたりする場合がある。学生が不利益を受けたり混乱したりすることのないよう授業担当者間での調整が望まれる。また、学科教員には学生が円滑に履修および卒業に至るよう一層の連携、情報の共有化等が必要とされる。コンピュータの利用に際しても得手不得手等の個人差が認められる。資格取得や将来の職業と直結する分野であるため、特に国語力、文章表現力を中心とした基礎学力の向上が求められる。地域保育学科学生の社会活動は地域の人々から概ね高い評価を得ているが、時々学生の姿勢や行動等についての問題が指摘されている。

文化表現学科では卒業後の職業に直接結び付くような資格取得課程を用意しているが、資格の取得状況はそれぞれの資格ごとに図書館司書 11 名 (24.4%)、医療事務資格 17 名 (37.8%)、情報処理士 18 名 (40.0%)、ウェブデザイン実務士 15 名 (33.3%) であり、必ずしも多いとは言えない。また、コンピュータ利用技術の向上のための教員間での授業参観や情報交換を行う機会が設けられていない。授業時間割編成上の事情もあってか、外国語会話の履修者数が少ない。非常勤講師の出講日時の希望から調整が難しいのが現状であるが、開講時期の絞り込みなども検討の必要がある。

なお、非常勤講師にかかる全学科共通の課題として、非常勤講師の授業評価に対する指導が制度的には行われていないことが挙げられる。

学生向け求人については、保育所の新園増設や保育業界の若手人材不足から、幼稚園・

保育所・施設からの受領求人票件数は増加している。ただし、平成 29 年度は 1,142 件で前年度 1,146 件とほぼ変わらない件数であった。求人の増加傾向は今後数年続くと考えられるため、求人先（とくに幼稚園）からの要望数に応えられない場合の対応が引き続き課題である。また、幼稚園からの求人は増加しているにも関わらず、幼稚園教諭 2 種免許状の取得を辞退する学生、幼稚園を就職先に選ばない学生が増加している。学生に関する情報共有は改善されてきているが、内定後に滞納していた学費が未納のままとなり卒業が出来ない学生についての対応が、いまだ不十分の為、今後も教務課等関係部署との連携をしていく。

本学では実習を優先するため、実習中の就職活動を学生に禁止している。しかし、実習中に就職活動に関する問題が起きた場合、キャリアセンターと実習指導センターとが統一のとれた相談手順を明確にする必要があった。この問題について、平成 27 年度から実習指導センターと協議のうえ、学生に理解しやすい説明プリントを作り、実習の事前事後指導の授業や就職関連講座で配布し、周知徹底したため大幅に改善されたが、平成 30 年度においても引き続き課題である。また、平成 29 年度から実習の時期が学科毎に変更になった事から、実習期間中の就職活動の様々なルールの確認を、後期実習直前に実習教科担当と協議し周知徹底し改善を図ったが、一部学生への指導に統一性が持たれなかったなど、再度改善が必要な点も出てきた為、後期実習の教科担当に限定せず、前期実習も含めて実習教科担当と協議し、教授会でも周知を図るように改善していく。なお、内定後の就職辞退者を減らすために、幼児教育学科及び地域保育学科の学生の就職活動のピーク時における実習中断及び辞退者（免許取得不可能となった者）の情報収集が引き続き課題である。

企業からの受領求人件数については、近年インターネットでの求人が主流であることから減少し続けていたがやや持ち直してきた（平成 29 年度 168 件・平成 28 年度 161 件）。今後ともこれまでの実績企業と新規企業の開拓により、企業からの受領求人件数増を図る必要がある。文化表現学科の学生が希望する一般事務や医療事務、図書館司書などの求人件数が少ないことも課題である。

文化表現学科には、独りで行動ができない、人と話すことが苦手という性格が消極的な学生が比較的多い。また、卒業後の進路に迷いがあり就職に向かう意欲の低下も見受けられる。

全学科において、求人先から社会人としての一般常識やマナーを知らない、コミュニケーション能力が低下している、と指摘される学生が増加している。これらの能力の向上が今後の課題といえる。

また幼稚園や保育所からは、学生に対してピアノの演奏技術の向上が求められることが多い。そうした要求に応える実力を学生が身につけることが必要である。

図書館ホームページに常に最新の情報を掲載、更新していくことについては、図書館発信の情報だけでなく、学生の希望や意見を取り入れたホームページ作成が今後の課題である。

情報センターのスタッフ 2 名で授業支援のアシスタント業務とヘルプデスクとしてのサービスを行っているため、明らかにスタッフの人数を超えた仕事量が発生し十分な対応ができない場合がある。勤務態様の周知を図り、対応可能時間のミスマッチを解消するための改善が必要である。また、コンピュータならびにアプリケーションソフトのバージョン

アップに関する情報提供、学内情報機器の利用に関する希望等の状況把握が必要である。

実習教科担当の業務は、学生への実習の事前事後指導、学生及び巡回指導教員の実習園配当、成績評価、実習園対応など多岐に及ぶ。十分な学生指導を行うための、教員数と時間の確保が必要となる。また、より細やかな巡回指導の体制づくりが必要である。さらに、近年は目的意識の希薄化、学習意欲の低下、社会人としてマナーの低下及び文章能力や自己表現力の不足が、学生の姿として気になることが多い。こうした点について、実習園から指摘を受けることもある。保育技術の習得以前の指導が求められている。さらに、実習に行く直前、あるいは実習開始後に実習を辞退する学生も毎年若干名いる。その対応も課題である。

学友会活動である学園祭実施については、毎年10月第一週目の土曜日と日曜日に、学生全員参加で開催されるが、特に幼児教育学科第二部の学生が、昼間アルバイトしている幼稚園や保育園の運動会等の行事と重なり、学園祭を欠席する学生が多い。そのことによりクラス内の展示発表や模擬店が順調に進まないことが課題である。また、クラブ活動についても部員の加入率が減少し、学内外での活動や各種大会、学園祭の展示発表等の参加にも苦慮していることが課題である。

学生への経済的支援では、日本学生支援機構奨学生の奨学金を借用する学生が4割近くいるが、奨学金の延滞率が全国平均より高い状況にあり、その対応策を検討する必要があるが、卒業後の対応のため苦慮している。

学生の健康管理やキャンパス・アメニティについては、エレベーターが4階までで、5階への使用ができないため、急病や歩行困難なケガの発生に対して車椅子の使用が困難であり、各階毎の利用ができることが望まれる。また、授業中の急な体調不良に対し、教務課保管の指導要録の既往歴等の記入漏れが多く、学生個々の健康管理が把握困難であることが課題である。

事務職員は、学生の学習成果の獲得に直接的、間接的に貢献しているが、より効果的な貢献方法はないか、例えば、ICTの活用や、学生にとってよりわかりやすい履修指導の方法、学生便覧の記載内容や学生からの相談への対応など常に検証することが重要である。

SD研修については、開催頻度や内容について検討の余地があり、職員からの意見や要望を取り入れていく必要がある。研修結果がその後の業務にどのように反映されているかの検証もされていない。また、自己啓発のための研修活動が活発ではないため、推奨していかなければならない。

入学手続き者に対する情報提供は、合格時期によって対応に差が生じてしまうことは否めないが、遅い時期での合格者に対して行える効果的な方法を検討しなければならない。また、教務課では、オリエンテーション等において学生便覧に記載されている教科履修計画や卒業及び資格取得要件の履修・登録方法等について説明を行っているが、学生への周知徹底に課題がある。履修ミスを防ぐためにも改善が求められる。あわせて、学生便覧の表記の方法等についてもより分かりやすいものに改めていく必要がある。シラバスについては、毎年記載事項を含めた更新を行っているが、学生にとって適切なものであるか検証する必要がある。

時間割の都合から、幼児教育学科第二部の補講時間の確保に苦慮している。仕事を終えてからの登校となる学生が多いことから、1日のコマ数を増やすことは出来ず、教育課程

からの見直しが必要である。また、二部授業対応の教職員の配置や、学生への福利厚生  
の充実も課題である。

障がい者受け入れのためのトイレ設備が、一か所のみとなっており、増設が求められる。  
また、本学は5階建の施設であるが、エレベーターの設置が4階までであることも含めて、  
障がい者支援の物理的、また人的な支援の対策を検討しなければならない。

#### <テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

特記事項なし

#### <基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

##### (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の 実施状況

幼児教育学科では、学位授与の方針については、ホームページと共に学生便覧への掲載  
を行い、学生への周知徹底を進めた。新設教養科目の学習成果は、成績評価以外に実習へ  
のサポートとなることを確認した。造形表現や音楽などの一部教科、及び実習研究の担当  
者同士の連絡会を実施して、授業の改善を図った。入学前の初心者向けピアノ講座のプロ  
グラムを改善し、実施した。また、入学前後の早い段階から、保育者の社会的要請への理  
解を深め、幼稚園教諭2種免許と保育士資格の二つを取得することを目指すよう働きかけ  
た。

そして、コンピュータ利用に関して苦手意識のある教員に対しては、学内FD活動の技術  
指導を受けるよう促した。ただ行動計画に掲げた、進度の早い学生や優秀学生に対しての  
対応策については、未だ対応策が検討できていない。しかしながら、新規採用教員に関し  
ては、実習指導を担当できる体制が整った。

地域保育学科では、学位授与の方針については、入学案内、学生便覧及びホームペー  
ジ上に明示し周知を図っている。保育者としての資質向上を目指し、学習成果に対応でき  
るよう各教科及び隣接教科間で授業内容を検討した。そして、入学者受け入れの方針を明確  
に示すとともに、入学後の試験別入学者の学生生活の様子や成績、学習意欲等について検  
証を行った。入学前の課題については、ピアノ講座、基礎学力講座などを実施し、入学前  
教育の充実を図った。また、学位授与の方針に基づき、それぞれの学生に応じて将来を見  
据えたきめ細やかな指導支援に努めている。今後は、専任教員と非常勤講師の情報交換や  
指導内容の確認・調整を行う機会をより密に設けて、更なる向上を図っていく必要がある。  
また、3年次には「総合演習Ⅱ」をゼミナール形式で行い、基礎学力を含めた学生の総合  
的な学力向上を図っている。

文化表現学科では、3つの方針について平成29年度に修正をしたが、尚、ディプロマポ  
リシーとカリキュラムポリシーの整合性が必ずしもとれているとはいえないため、平成31  
年度に再修正を行い、新カリキュラムを導入する平成32年度に改めて3ポリシーを見直し、  
3ポリシー間の整合性を担保することとする。また、入学前教育については、平成29年度  
に合計4回の入学前教育を本学において実施した。この場にボランティアとして在学生の

参加も得ることもでき、当初の目標は達成した。ただし、4回に渡って本学キャンパスに入学予定者の参加を呼び掛けることについては、生徒の負担、特に地方生徒の経済的負担等が大きいため、平成30年度から生徒の負担が少なく、かつ教育効果の高い方法を模索し、実施していくこととした。プレ・インターンシップについては、教育課程の中に組み込んでいる社会人基礎講座の中で実施することとし、本学の各業務セクションの協力を得て平成29年度から実施した。インターンシップに参加する学生は全員、プレ・インターンシップを受講することができた。また、地元の団地自治会が運営する「グリーンポケット」と連携し、ボランティアの授業を推進し、学生のキャリア意識の向上に努めた。次に、学科のカリキュラムマップについては、教育課程の改編が遅れたこともあり、十分なものができていないのが現状である。平成32年度に新教育課程を運用するのに伴い、平成31年度の新課程に沿った、可視化を前提とするカリキュラムマップを作成する。なお、非常勤講師の出講希望日・時間等については、教務課と調整し滞りなく実施した。

短大事務部に関しては、事務職員の学生の学習成果への効果的な貢献についての検証は、毎年度行いそれを次年度以降の改善に繋げていく必要がある。部署単位でその業務内容の検証と改善は常に行われている。しかしながら、学生のレベルもその年々で変化し、その効果を測ることは極めて困難なことではあるが、今後もPDCAサイクルを回していく。また、SD活動における自己啓発のための研修は、平成27年度以降一定数を確保している。そしてその対象となる研修については、「1382 学校法人秋草学園事務職員自己啓発の研修補助取扱細則」に規定しており、また、SD研修委員会の運営方針等については「1381 学校法人秋草学園事務職員SD研修規程」にある。保健衛生に関する事項については、「1790 学校法人秋草学園衛生委員会規程」が定められた。平成29年度は4回の衛生委員会を開催し、協議を行った。また、学生相談室には毎週木曜日と金曜日にカウンセラーを配置し、学生からの相談を受け付けている。更に、教務に関する課題については、月に1回教務委員会を開催し、その都度協議、改善策を検討実施した。学習成果を担保する全学的な組織として、平成27年度に、学長を委員長とする教学マネジメント委員会を組織し、「2208 秋草学園短期大学教学マネジメント委員会規程」を定めた。そしてこの委員会において教育課程を初めとした学生の学修に関する方針を協議している。

実習教科担当の勤務状況の改善の一環として、平成30年度より任期付専任教員の勤務日数を、2年目以降に限り週4日に変更を可能とすることとなる。

また、挨拶やマナーを含む学生のコミュニケーション能力の向上については、実習委員会や学科会で協議をし、実習担当教員、クラス指導教員が連携して、日頃の生活指導を含めて対応に心掛けている。

平成29年度から卒業生の進路先の更なる情報収集のため、採用先及び卒業生を対象とした「卒業後のアンケート」を実施している。

幼稚園、保育所、企業に勤務している卒業生と連絡を取り、就職活動や勤務先での仕事についての講話を実施し、卒業生の参加を促している。主に、在学生を対象にした「就職関連講座」内における「園長講演会」や「合同企業説明会」などにおいて行っている。

また、次年度の公立保育士受験者の参考となるよう、平成27年度から、当該年度に公立保育士となった卒業生から、受験や保育現場での仕事などについての講話を依頼している。それにより、公立保育士受験者の不安や悩みを解消し、心置きなく受験に臨める体制を作

っている。また、学生への指導のありかたについては、担当者間で話し合いを行い、その結果を「就職関連講座」内の「就職活動体験発表会」「就職報告会」「先輩との座談会」などの形で実施している。

保育現場からの意見、要望が多いピアノの演奏技術の向上については、平成 27 年度からは「就職関連講座」で、平成 28 年度から「公立保育士試験対策講座」内において対策を行ってきた。主に、ピアノ教科担当者から、実技試験対策というテーマで、採用試験や保育現場におけるピアノ演奏の注意点のなどについて講義形式で実施している。また、就職内定が決まった後に、単位の取得不足や学費滞納等で卒業ができない学生が発覚することのないよう、教員間、関係部署間の連携を深めてきた。平成 27 年度からは、関係部署に早期の確認を促し、キャリアセンターからの学生への告知をさらに徹底させることに努めている。さらに、平成 29 年度「就職関連講座」において、事務局長他、教務課・企画財務課の担当者から「単位取得」「学費納入について」の諸注意を学生に直接指導してもらう形で実施している。その他、文化表現学科の学生の希望する職種の採用に必要な基礎知識的実務の力をつけるためには「就職関連講座」のみでは困難なので、平成 27 年度より学科の授業内で指導を求めている。そして、「就職関連講座」の出席率を上げるため、単位を付与する教科に変更する、あるいは講座への出席を義務的なものにするなど、学科と連携した検討を始めている。この 2 点については主に文化表現学科長に相談しているが、平成 29 年度現在はまだ実施出来ていない為、今後も引き続き実施できるよう相談・検討していく。幼児教育学科、地域保育学科の実習時期における就職活動については、実習教科担当と実習指導センターとの連携をさらに密にし、実習先での就職を希望する学生の情報交換を行っている。加えて、平成 27 年度からは、事前に実習教科担当と「実習期間中の採用試験の取り扱い」について協議を行い、「就職関連講座」及び「公立保育士試験対策講座」内で学生に説明し、学生に十分な就職活動準備期間を保障できるよう、よりよい条件を整えている。また、幼稚園教諭 2 種免許と保育士資格の両方の取得を今以上に学生に促し、幼稚園にも就職活動ができるように「就職関連講座」内の「園長講演会」では幼稚園園長からも講義及び説明を実施している。平成 27 年度以降、実習指導センターから実習辞退者のリストや就職に影響する内容の実習園、施設の情報を入手して、今後の学生への就職斡旋の際の参考にしている。また、実習と就職について、実習指導センターとキャリアセンターとが情報を共有し、連絡や相談をさらに行いやすくするため、今後更に数年かけて空間の共有を具体化していけるよう、関連部署に働きかけ、協議を重ねる予定である。情報共有については、実習教科担当とともに実施が進んできているが、空間の共有については、実施できていない為、学生サービス向上の意味も含めて今後も長期計画として各担当部署に働きかけと協議を続けていきたい。

図書館に関しては、平成 27 年度予算に文庫書架、及び紙芝居架を予算計上し書架の増設を行った。レファレンス・コーナーはレイアウトを変更し、より利用しやすい環境に整備をした。AV 機器に関しては、平成 27 年度卒業記念品としてビデオ・DVD プレーヤー、ブルーレイプレーヤー、テレビのセットを 2 セット寄贈された。

情報センターに関しては、センター長の異動がつづき、業務内容の調整がなかなか進まない状況にあるが、平成 29 年 8 月に職員向け SD 研修として、外部講師を招いて IT 講習（情報セキュリティ講習）を行った。

平成 27 年度から文化表現学科と幼児教育学科第二部のリマーケティング広告を実施した。また、オープンキャンパス時の学科説明を、保育系（幼児教育学科・地域保育学科）と文化表現学科を分けて実施していたが、合同で実施したことにより、本学全体に関心を広げることができた。その他広報のための幼児教育学科第二部用のポスターを作成した。

平成 28 年度は SNS 強化のため、ユーチューブ、インスタグラム、ツイッターを配信した。他に地方出身の新入生が安心して学生生活が過ごせる企画として、4 月中旬に新入生・在学生懇談会（WELCOME TEA PARTY）を実施した。

平成 29 年度は業者に依頼して SEO 対策を強化した。その他「学研奨学金導入」、「スマイルペーパー」（在学生の様子が見える冊子）、「オープンキャンパススタッフ研修」、「kintone 導入」（クラウドサービス）、「秋高連携（伝承遊び、カタリバ）」、「保護者向けリーフレット」、「非入学者アンケート」を実施した。

### (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

幼児教育学科では、学位授与の方針を学内外へ更に広く周知する。新しい学位授与の方針は、従来のようにホームページ上へ掲載するとともに、学生便覧への掲載を行うことで学生への周知徹底を進める。また入学前教育や入学時オリエンテーション等でも、直接学生に伝える機会を増やし、共通理解を図る。また、入学前指導の段階から「教育課程編成・実施の方針」について説明を始め、その後入学時のオリエンテーションや授業においてなど機会を捉え、学生の理解を促すよう努める。更に「基礎演習」や「保育内容」科目の学習成果が「実習」につながるよう、保育者という職業に就くために必要な各種実習に向かう学力をつけるために、授業の連携をより密に強化することを、学科会、作業部会で話し合い、改善方法を探る。とくに「教養演習」と「基礎演習」科目の学習成果は成績評価以外にどのような形で現れるのかを精査する。また、AO 特待入学試験及び AO 入学試験による入学者の学習成果ならびに学生生活状況についての把握を事務部関連部署で行い、学科会や作業部会でその情報を共有して改善につなげる。そして、ひき続き入学前教育の課題の精査ならびに、ピアノ講座のより一層の充実を図る。GPA2.0 を下回る学生たちを学級指導教員と実習教科担当、また基礎学力をつけるための教科担当者と連携し、個々の学生の学習に関する情報を共有しつつ、支援のありかたを検討する。また幼稚園教諭 2 種免許あるいは保育士資格のどちらかしか取得せずに卒業する学生への対策を今まで以上に講じる。加えて、入学後早い段階から、保育者に対する社会的要請の現状について学生に周知し、幼稚園教諭 2 種免許と保育士資格の二つを取得することを目指すよう学生との面談で促す。また、免許辞退を希望する学生には、なぜ免許と資格の二つを取得しようとならないのか、学生それぞれの理由を調べたうえで、学級指導教員や実習教科担当教員等が連携して支援にあたり、可能な限り辞退者を減らすよう努める。学科では、専任教員間のみならず、非常勤講師が担当する科目も含めての連携・調整が必要である。この点は学科長が中心となり、非常勤講師との連携を図りつつ、学科内の作業部会で、担当科目内容の検討を行い、必要な調整を行っていく。また、コンピュータ利用に関して苦手意識のある教員に対して、技術の習得を促すため、引き続き学内 F D 活動の中でコンピュータ技術の指導を行い、外部で実施される研修会や講習会への参加を促す。あわせて、進度の速い学生や優秀学生に対して、「基礎演習」の授業内容を入学時に行う基礎的な学習支援の一つとして位

置付け、その後の実習への準備の一環としていけるよう、学生の学習成果を見ながら少しずつ変更していく。優秀学生と学習上の困難を抱える学生それぞれに各教科で積極的な学習支援対応策を実施できるようにするために、ラーニング・コモンズの活用など、学科会等で検討を始めている。なお、教科担当教員に過重負担となっている実習の個別指導に関して、できるだけ多くの教員が関われるようひき続き環境の整備をする必要がある。また、実習指導業務の負担軽減のために、平成30年度より実習担当教員数を増やすと共に、実習担当以外の教員も実習指導業務に協力することを検討していく。

地域保育学科では、専任教員・非常勤教員も含めた授業の様子や実習・地域活動などの学外活動の状況を把握し、学位授与の方針や学習成果に対応できるよう各教科および隣接教科間における授業内容等について、見直しや調整を図り、効果的な授業展開できるように、そしてそれぞれの学生に応じてきめ細やかな指導支援ができるように努めていきたい。また、幅広く深い教養を培うとともに専門教育内容に密接に連携した教養教育科目の開設について検討するとともに、学位授与の方針に基づき、それぞれの学生に応じて将来を見据えたきめ細やかな指導支援に努める。そして、受け入れ方針をより明確に示すことは、学生の入学後の勉学意欲向上につながり授業不適應を防ぐ意味でも必要なことである。入学説明会やオープンキャンパス、高校訪問等において受験生に伝わるよう丁寧な説明を心がける。学科教員は学習成果の獲得に向け課題を認識しているが、改善するための機会を十分持っているとは言えない。特に顔を合わせる機会の少ない非常勤講師を含めた全教員での意思の疎通を図り調整や協力を努めたい。また、学科教員には学生が円滑に履修および卒業に至るようさらに連携、情報の共有化等が必要とされる。授業内容については、コンピュータについて必要とされる利用技術の向上を図る。そして、国語を中心とした課題への取り組みは勿論であるが、国語以外の一般的な分野についても基礎学力向上に向けての検討を始めたい。各教員は学習の成果をより確実にするため、教科としての専門性を重視しながらも基礎学力の向上をめざした授業内容の改善や見直しが必要である。なお、社会のニーズに応え社会貢献できる人材の育成というのは、地域保育学科の学位授与の方針に添ったものであり、成果の向上をめざし学生一人ひとりに対しきめ細やかな指導や助言を徹底する。

文化表現学科では上記の課題に基づき、学生への学位授与方針を指導の機会ごとに周知徹底をし、資格取得支援科目の講義内容の改善を図り、受講生の増加を図るとともに、教育の効果をより具体的に判断するための手法について検討する。また、入学後の早い時期から将来の職業を意識させ、その職業に必要なまたはその職業に就くのに有利となる資格を取らせていき、資格取得者を前年度より増加させていく。授業については、英会話、中国語、韓国語会話等外国語科目は、学生の希望を考慮し、受講生の少ない一部の科目は廃止するが、逆に受講生の多い科目については複数の講義時間を設け、学生の便に供したい。更に、高校生に対して、年2回の高校訪問の他、高校へ出向いて行う模擬授業やガイダンスを通じて、本学の教育方針や分野の魅力などをさらに理解するように努める。HP（動画含む）やSNSを通じて、本学の取り組みなどを随時発信していく。また、学費等の負担を鑑みて、企業からの奨学金の提供を試みる。あわせて、学修ポートフォリオ、ルーブリック評価の導入に向け、目的・意義を周知し活用を進める。

キャリアセンター事務室では、収集した情報を就職指導委員会にフィードバックしてい

くが、今後の学習成果の点検に寄与できる形態についても協議を行い検討していく。「合同企業説明会」や「就職関連講座」に含まれている「職種研究会」や「園長講演会」等において、現在それぞれの職場で活動している卒業生からの体験談を聞く機会を更に増やし、学生の就職への意欲が高まるよう更に努めていく。また、学生の就職斡旋に関して、授業の出席状況、単位の取得状況、実習中の状況、学費の納付状況、等の卒業要件に係る情報を関係部署と連携を図り更に共有できるようにしていく。なお、学生への対応方法は、実習指導センターとキャリアセンターとでかなり整備されつつあるが、更なる改善を行っていく。そして、就職に関連して、保育現場からの意見、要望が多いピアノ技術の向上については、今後学科や教科担当教員間で検討し対応する。あわせて、言葉づかい、身だしなみ、礼儀作法、来客応対、電話応対といった社会人としてのマナーの習得や、相手の話をよく聞き、自分の意見を述べるができるといったコミュニケーション能力の向上を目指し、平成30年度「就職関連講座」の更なる充実を図ることとするが、こうしたマナーやコミュニケーション能力は、容易に身につくものではないので、各学科の授業における学生への指導を働きかけることとする。また、主に就職が内定している学生を対象に、新社会人として求められる心構えや基本的なマナーを習得させる「卒業前研修」の実施を検討していく。あわせて、企業及び公立保育園の採用選考では、二次選考の面接に進むためにまず、第一次選考の筆記試験に合格しなければならない。そのため、学生の基礎学力と文章力の向上を図る。とくに文化表現学科については、学生が就きたい職種の採用選考に必要な基礎的な実務（履歴書の作成や、面接の準備、小論文など）ができるように支援する。そのためにも、先ず「就職関連講座」への出席率を更に上げる努力をする。また、文化表現学科については、在学中に取得できる資格を活かせる職種になかなか就けないという課題にできる限り対応するため求人の開拓を行う。なお、平成29年度は「卒業前研修」を文表内定者24名で実施したが、参加人数や内容については今後も検討していく。

図書館では学習支援のため、ホームページを利用した情報発信を学生・教職員に向けて迅速に行う。授業での図書館利用も促し、学習意欲の向上にも努める。

情報センターでは、学内コンピュータのOSおよびアプリケーションソフトのバージョンアップ等の状況を把握し必要な情報を提供すること、さらに、情報センタースタッフの業務内容の区分を整理し、時間帯ごとの対応を明確にすることで学生、教職員に周知する仕組みを作り上げ、本来の業務である情報活用授業の支援に支障をきたさないよう工夫することを検討する。

実習指導センターでは、学生に不足していると思われる挨拶やマナーを含むコミュニケーション能力の向上を図ることについて、学科会等で教員同士の情報交換や話し合いを行ってもらい、学科全体で実習に向かい学生の支援の必要性について共通理解を図るよう、また実習教科担当を中心に、各教員が学生の生活指導に当たるよう努めていく。

学生課では、学生の健康管理について、入学時に「健康調査票」を配布し、学生個々の健康状況が把握できるようする。また、学友会活動である学園祭の参加や部活動の活性化について、学友会役員や各種委員会委員、部活動の部長や部員と早めに協議し改善するよう試みる。更に、日本学生支援機構奨学生の奨学金の延滞者には、返還についての通知を送付し周知を行う。

事務職員の学生の学習成果への貢献については、教務課、キャリアセンター等でより効

果的な貢献について検証しくこととし、非常勤講師の授業評価に対しては、何らかの指導を制度的に行なう必要がある。

S D活動については、研修結果が業務にどのように反映されているか、検証方法を検討することとし、自己啓発のための研修活動を活発にさせるためには、対象となる研修内容をより明確にして職員に説明をしていく。

F D委員会では、GPA 制度を活用した学習支援のための効果的な指導法及び学生便覧の内容の学生への周知徹底を行う機会について、時期や方法等の見直しを検討する。GPA 値の低い学生への個別指導の成果を検証するとともに、継続的な指導を行っていく。また、学生便覧の内容の学生への周知徹底については、教務委員会を中心に協議を行い、学級指導教員と連携をしながら実施内容を決定する。

その他キャンパス・アメニティについては、校舎の西側以外の東側にも5階までのエレベーター設置と、正面玄関や学生玄関と体育館側2階出入口にもスロープの設置、障がい者受け入れのためのトイレ設備の充実など、関係する部署で検討する。障がい者受け入れのためのトイレ増設が可能であれば、その他の施設の設置等も合わせて具体的なスケジュールを計画する。

最後に、平成31年度から文部科学省の教職課程再課程認定申請のための教育課程の変更をおこなう。これに合わせて、幼児教育学科二部の学生にとって無理のない教育課程を策定する。

## 【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

## [テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

## &lt;根拠資料&gt;

(略)

## [区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員(兼任・兼担)を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

## &lt;区分 基準Ⅲ-A-1 の現状&gt;

本学には、幼児教育学科(第一部・第二部)、文化表現学科及び地域保育学科が設置され、専任教員はそれぞれに所属して教員組織を構成している。各学科は、教務委員会等各種委員会に教員を所属させるとともに、定期的開催される学科会等を通じて入試業務の分担やクラス運営及び学生に関する情報の交換などを行い、責任をもって学科の運営にあっている。

短期大学全体及び各学科の専任教員については、短期大学設置基準の定める教員数を充足している。

専任教員の職位は、学位、経歴、研究業績等に基づいており、それは短期大学設置基準の規定を充足している。

各学科は、教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員(兼任・兼担)を配置している。主要な教科は専任教員が担当するよう採用等に当たり配慮している。補助教員は、調理実習や情報機器演習の教科に配置され、授業時間内だけでなくそれ以外の時間においても学生からの質問等の対応に当たっている。

教員の構成、配置は、短期大学設置基準に基づいた学内関連規程や教育課程に照らし、充実した教育環境を整備できるよう十分に配慮して、計画性をもって実行している。

教員の任用については、専任・非常勤、公募・学内推薦の別なく、任用委員会、教員資格審査委員会、教授会、理事会等の審議を経たうえで採用を決定している。新規教員の採

用については、平成 22 年度から導入された任期付教員任用制度（任期 3 年）により行われた。教員の昇任についても、同様の手続きを経て実施されている。

なお、教員資格審査については、客観性・公平性を確保するという趣旨から、相当期間の検討を経て策定した審査内規に基づいて行われている。

**[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]**

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。
- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
- (6) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (8) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (10) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
  - ① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (11) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

**<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>**

幼児教育学科の教員は、それぞれの専門分野に即した学会や団体に所属し、各自研究成果の発表や作品制作、演奏などを行っており、その成果を学生指導に役立てている。教育課程に基づいた研究テーマを持って、研究と教育が一貫したものとなるよう工夫している教員も多いが、研究成果の多寡には教員間の格差があるため、更なる研究活動を促すために、学科会等を通じて学会誌や研究紀要への投稿や著書の執筆等を積極的に行うよう促している。なお、各教員の研究成果は、教育情報公開の一環としてホームページ上や、国立情報学研究所のデータベース CiNii で公開されている

地域保育学科の専任教員は、本学を始め所属学会・団体における紀要や学会誌への執筆や作品制作、演奏等の研究発表を通じ大きな成果を上げている。その成果は学生教育にも高く反映されている。研究活動の公開については、毎年の本学「紀要」に研究業績一覧を掲載している。また専任教員については教育研究業績、社会活動などデータ化し一部はネット公開している。

文化表現学科の教員は、それぞれの専門領域で学会や研究会等に所属し、講演や研究発表を行うとともに、本学の「紀要」その他の学術雑誌に研究成果を発表している。各教員の担当教科はそれぞれの専門領域と整合しており、研究成果は本学科の教育指導に活かされている。各教員の研究成果は、教育情報の一つとして本学 Web ページに公開されている。

科学研究費補助金等の外部研究費獲得に関しては、平成 29 年度は実績がなかったが、専

任教員の研究活動に関する規程については、「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン」（文部科学省）に基づき、「秋草学園短期大学個人研究費規程」「秋草学園短期大学教員の研究旅費に関する内規」「秋草学園短期大学奨励研究及び奨励研究費に関する内規」「秋草学園短期大学研究活動の不正行為の防止等に関する規程」「秋草学園短期大学公的研究費に係る不正行為の防止及び調査に関する内規」「秋草学園短期大学公的研究費の使用に関する行動規範」「秋草学園短期大学公的研究費の使用に関する不正使用防止計画」が整備されている。また、専任教員の研究倫理遵守のため、年に1回コンプライアンス教育を行うとともに、全ての教員から倫理遵守の誓約書の提出を求めている。

教員の研究成果を発表する機会として年1回「秋草学園短期大学 紀要」を発行している。平成29年度の発表は「紀要34号」に掲載されている。本号の掲載論文は専任教員、非常勤教員併せて25点（論文23点、研究ノート2点）であった。

専任教員全員に対して各自1室、約20㎡の研究室を割り当てられており、教員が各自研究を行うには相応の設備が整備されている。1号館2階に7部屋、3階に4部屋、2号館2階に24部屋計35部屋あるが平成30年4月1日現在では満室で空きがない状況。常勤教員が新規に出ると研究室が不足となる。

本学では就業規則で「職員は、人格を高め、知識、技能を向上するためたえず研修に努めなければならない。」と定めている。これを受けて、教員の研究日を確保するため「学校法人秋草学園職員研修実施細目」を定め、「教員にあっては週1日の自宅研修日を取ることができる」としている。また、学園の承諾を得て、教学運営に支障がなく一定の期間内の研修を行うことができるものとし、日本学術会議登録の学術研究団体及びこれに準ずる団体の研究会に参加、出席するための研修は原則7日以内、さらに、研究のための資料収集及び学術調査を目的とする研修は原則年間計20日以内で行うことができることとしている。国内・外の区別、制約はない。個々の教員の教育研究業績書の記載内容や研究費の執行状況等から、制度を十分に活用して研修を行っているものと判断できる。

また、所属学会への出席や発表についても、研究出張許可願や研究出張報告書から、個人差はあるが、概ね積極的に取り組んでいるものと判断できる。なお、留学、海外派遣に関する規程は特段定めていない。

FD推進委員会は、「秋草学園短期大学ファカルティ・ディベロップメント推進委員会内規」に基づきFD活動の支援を行っている。平成30年2月に「学生満足度調査」を実施し、その結果は3月の教授会で報告された。教学関連の問題事項についてはFD推進委員会を中心に検討する一方、学内施設、教育環境等に関連する問題事項は、理事長、学長等法人、教学の代表者が出席する「教育環境等の改善に関する検討会議」で検討し、学生からの不満が高かった食堂等のサービスや施設面の改善を行った。

平成26年度から導入されたGPA制度の活用方法については課題となっていたが、平成28年度からGPAポイントが2.0未満の学生に対して学級指導教員から学修指導が行われており、平成29年度も引き続き行われた。また、これまで、非常勤を含む全ての教員が、欠席の多い学生については各クラスの担任に報告をしてきたが、平成30年度からは、あわせて授業態度に問題のある学生についても報告することとなった。この他、平成29年度においても、「研究・教育指導計画概要」及び「研究・教育指導計画の経過報告書」をPDCAサイクルを用いて専任教員全員が学長に提出した。また、教務課と協働して作成し

た「教務ガイドブック」を全ての専任教員と非常勤講師に配布し、その活用法を説明した。

学外におけるFD研修としては、平成29年7月10日に開催された「教師力向上フォーラム」に学内から2名が参加した。8月28日には第3評価期間認証評価に関するALO対象説明会にALOおよび1名が参加した。学内におけるFD研修としては、9月13日に、全専任教員と一部の短大事務部の職員も参加して、(①「私立大学等改革総合支援事業」について、②第3者評価の概要について)報告が行われた(FD活動記録)。

**[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]**

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (7) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
  - ① 事務職員(専門的職員等を含む)は、SD活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。
- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (9) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

**<区分 基準Ⅲ-A-3の現状>**

本学における事務組織及び所管事務は資料に示すとおりであり、平成25年4月1日より短期大学事務部の実習指導センター事務室及びキャリアセンター事務室を独立組織に編成替えし、業務分担の見直しを図った。また、平成27年12月に新たにIR推進室を設置し、平成28年度から運営している。現在の専任の事務職員は総数28名となっており、事務局長の下に総務部(4名)、企画財務部(4名)、短大事務部(15名)、入試広報室(4名)、エクステンションセンター事務室(1名)の5部門をもって構成されている。事務室は、建物の床面積の制約上1階と2階の二層構造となっているが、部課長の指揮監督のもと事務処理等を行っており事務組織の責任体制は明確となっている。

専任事務職員は、「学校法人秋草学園事務職員SD研修規程」に基づき、専門的な職能を習得するよう各部署で職場内研修を実施し、また、専門性に応じた定期的な外部研修等にも毎年積極的に参加するなど、常に専門的な職能向上に努めている。

事務関係諸規程は、規程集として整備し、事務室及び関係部署に備え付けるとともに学内LANにより閲覧できるようになっている。

事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。事務室では、情報ネットワークが整備され、平成25年度に職員のほぼ全員のPCの入替えを行っている。また、学生の学籍管理、成績処理等のために情報システムが整備されている。その他プリンターやコピー機など必要な事務機器が整備されている。

防災対策としては、防災計画、自衛消防隊編成表及び任務分担表を作成し、全教職員に

周知を図るとともに、毎年5月に全教職員・全学生を対象とした、所轄署による「消防避難訓練」を実施し指導を受けている。また、「消防防災マップ」を常時掲示し、災害時の避難場所の周知を図っている。平成29年度には屋外に監視カメラ設置した。情報セキュリティ対策としては、個人情報保護基本方針、個人情報の保護に関する規程、個人番号及び特定個人情報取扱内規等で組織的に対応している。平成28年度から、情報セキュリティ検討委員会を立ち上げて情報セキュリティポリシーを作成している。また、現状の情報把握とコンピュータのウィルス感染、不正アクセス等の脅威に対しては、外部の情報セキュリティ専門業者を招いて研修会を行っている。

SD活動に関する規程については、「学校法人秋草学園事務職員SD研修規程」が制定されている。事務職員の専門的な職能を向上させるためのSD活動として、日本私立短期大学協会及び外部団体主催の研修会に平成29年度も多くの職員が参加し、学生支援及び事務業務の改善・向上に努めている。

SD研修委員会の運営については、平成26年度から隔月に委員会を開催し、各部署で作成した年次計画表に基づく実行状況や進捗状況等について確認・検討を行っている。各部署の実行状況等については課題があるものの、概ね実行できている。また、事務職員の自己啓発研修については、前年度に続き平成29年度も一部の職員が通信講座を受講し資格取得等の実績を挙げている。これまで、自己啓発は一部経費が補助対象であったが、学園が要望する資格取得に対しては、補助の増額をすることになった。

事務局各部署の部課長会議は隔月に、朝礼は週1回召集し行っている。業務の見直しや事務処理の改善とまではいかないが、共通認識、情報共有を得るようにしている。

教務課事務職員は、Webを利用した履修登録の指導・相談や毎年1月に実施する卒業年次生以外の学生へのガイダンスにおいて、新年度の履修計画に関する相談やその他の学生相談等に応じて学習成果を向上させるために努力している。また、短大事務部の各部署は、それぞれの関係部署と連携するとともに教員組織の各種委員会とも連携している。平成28年度から、短大事務部の関係部署の課長等が各種委員会の構成メンバーとなり、さらに連携を図っている。

**[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

#### <区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

教職員の就業に関する諸規程は整備されており、法律等の改正に併せ適宜改正し、監督官庁への届出を行っている。教職員への周知のため、諸規程を規程集としてファイルし、事務室に備え付けるとともに、学内LANでの検索により誰でも閲覧できるようにしている。休暇、給与等は、これらの規程に基づいて適正に処理されている。教職員の勤務時間の管理はICカードで行われ、各自出勤時、退勤時にカードリーダーを

読み込ませて記録している。緊急時は人事課への電話連絡等で対応している。教職員の勤務時間は、原則、第一部学生対応としては8時40分始業、17時終業とし、第5時限の授業や学生支援のための事務対応は、職務内容に応じて勤務時間をシフトして行っている。第二部学生への授業と事務対応については、14時始業、21時20分終業とし、学生対応のために補助職員による窓口対応を行っている。

#### <テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

幼児教育学科では、近年校務が更に多くなり、研究の進捗がままならない時期もあるため、今後も積極的な研究活動を促すために、校務の負担が一部の教員に偏らないよう配慮した環境整備が依然として課題である。地域保育学科では、研究成果を活字媒体による発表だけでなく、全教員が共有できるような機会を検討する。文化表現学科では、研究成果の公表頻度に格差が目立っており、研究成果の教育への活用という観点からも、公表に向けた努力が求められる。

教員の研究活動に関しては、外部研究費の獲得がないことと、研究活動が行われていないこととは同義ではないが、高等教育機関に所属している立場からも、専任教員にはより一層の研究活動と、競争的資金の獲得のための挑戦をしていくことが求められる。また、学内規程の運用上で「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン」との乖離等がないか自己点検を行う必要があり、またコンプライアンス教育がどの程度浸透しているかを検証することも必要である。

教員の研究環境に関しては、研究室の照明のLED化が当面の課題となっており、教員の教育活動に関しては、公開授業を、教員各自が教育の質を向上させるためにどのように活用するのかを明確にする必要がある。GPA制度については、学修指導以外にも活用方法を検討すべきである。研修日の取得については、個々の教員の役職や校務分掌、研究状況により差異が生じることはやむを得ないと考える。授業日数確保のための休日授業実施や学校行事等により休日勤務をした教職員については、休日の振替を行い、健康上過度に負担にならないよう配慮している。校務の都合から休日振替ができなかったということがないように注視する必要がある、あわせて、教員が研究を行うために十分な時間を確保することについて、今後も配慮していく必要がある。

また、職員に関しては、事務局の業務が縦割りにならないように部署間の情報共有と職員間の協働体制を図ることが必要である。また、異動や採用を機に、各部署業務の効率見直しと業務のマニュアル化を進めていく必要がある。

#### <テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特記事項なし

#### [テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

#### <根拠資料>

(略)

**[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
  - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
  - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

**<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>**

校地面積は設置基準面積 8,000 m<sup>2</sup>に対し 9,243 m<sup>2</sup>、校舎面積については 11,629 m<sup>2</sup>を確保(基準 6,250 m<sup>2</sup>)している。授業用の機器備品については、パソコン教室 3 教室に 150 台のパソコン、プロジェクターは 15 教室に配置している。視聴覚教室、図画工作室、表現演習室、音楽室 2 教室・ピアノ個人レッスン室 45 室、電子ピアノ 50 台、調理実習室、保育演習室、茶道室があり、講義、演習、実習を行う施設設備は十分に確保できている。ただ、障がい者対応としては平成 22 年度に多目的トイレ、平成 23 年度に車椅子用リフトを 1 号館入口に設置したが、エレベーターは 4 階建ての 2 号館にのみ設置されていることから、1 号館の 5 階へのルートには人手が必要となる。

インターネット環境については、平成 25 年度に無線 LAN のアクセスポイントを 25 か所設置し、教室、研究室、食堂等で学生がインターネットに接続できる環境を整備した。

運動場用地は 1,980 m<sup>2</sup>と短期大学設置基準を充足している。体育館は 952 m<sup>2</sup>を有し、バスケットボール、バレーボールの公式試合が可能な設備を確保している。また、本学図書館の面積は 655 m<sup>2</sup>で、図書の収納能力は 62,000 冊である。本学の在籍学生数は 796 人(平成 30 年 5 月 1 日現在)であり、館内には閲覧席数 109 席を確保している。

平成29年度の図書予算は3,500,000円、新聞雑誌費が1,436,221円である。図書館は大学の知的基盤であり、情報の基点という認識をもって予算執行を充実させている。図書の選定は多くの希望を取り込み、適正に行われることが求められている。本学では、各学科か

ら教科に関連する図書や専門分野に関する図書の希望を募り、図書館で所蔵図書との重複やバランスを検討しながら購入している。また、本学の図書館機能として、社会人になるために必要な教養（社会人基礎力）や即戦力を育成するための基礎知識・技術に関する情報提供に重点を置いている。幼児保育系の学科の学生の利用に応えるために、実習準備に必要な絵本、紙芝居、パネルシアターなどの所蔵に力を入れており、学生の利用頻度も高い。また、人文系の学科があることから文化、文学系の書籍の充実も本学図書館の特徴の一つである。

教員用の高額図書や資料に関しては、予算全体のバランスを考慮して、教育用図書の購入に支障が起こらない範囲で計画的な購入に努めている。その他、司書が選定する枠があり、蔵書構築に偏りが起きないように調整を行っている。さらに、学生や非常勤講師からの要望も受け付けており、予算の執行状況に照らして、できる限り要望に応えるよう努めている。このように図書選定システムは良好に機能している。

図書館の蔵書数は 70,909 冊（和書 68,287 冊、洋書 2,622 冊）、視聴覚資料は 1,402 点、学術雑誌は 46 種である（平成 30 年 5 月 1 日現在）。さらなる充実を図るため、毎年度分野別の必要性に応じて、新旧雑誌の入れ替えや、停止、追加を行っている。図書の除籍に関しては、「秋草学園短期大学図書館図書等の除籍に関する内規」に基づいて実施した。

#### [区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

#### <区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

「学校法人秋草学園固定資産及び物品管理規程」「学校法人秋草学園施設貸与規程」「秋草学園短期大学図書館管理運営規程」「秋草学園短期大学図書館利用細則」等諸規程を整備し、固定資産及び物品の管理に関する基準を定め、その適正な管理を行って常に良好な状態を維持するとともに、経済性にも留意し、有効適切に運用することで教育研究の効果を高めることとしている。また、「学校法人秋草学園危機管理規程」により学生、教職員及び近隣住民の安全確保を図るための規程を整備している。さらに、「自衛消防隊編成及び任務分担表」「火災予防のための組織表」等の作成により教職員への周知を図っている。年に 1 度（毎年 5 月）地元消防署の指導のもと、全校を挙げて学生の避難誘導訓練や消火器取扱訓練を実施し、教職員に対しても指導訓練を行っている。

消防用設備（火災報知機、緊急放送等）の点検は年 2 回、各業者に委託し実施している。非常時の水・食料・防災用品等は平成 23～25 年度にかけ備蓄計画を立て逐次実行済みであり、平成 28 年度から再度 3 年間、期限のある防災用品について入れ替えを実施中である。また、その使用については、「防災用品取扱マニュアル」を作成し掲示している。

防犯については、正門に昼夜1名の守衛員を配して不審者の侵入チェックを行っており、校内の各教室及び施設内は校務員1～2名で巡回点検を実施し、防犯に努めている。さらに、1階学生通用口及び2階正面玄関に防犯カメラを設置し、夜間は警備会社へ警備を委託している。

サーバー及びコンピュータについては、最新のウィルスチェックを実施している。また、ファイヤーウォールシステムを導入し外部からの不正アクセスに対応している。データのやり取りについては、パスワードを使用し不正防御に努めている。

氷蓄熱式空調システムの採用及び最大出力量の制御のため、デマンドコントローラーの設置等経費削減を兼ねた対応を実施している。平成22、23年夏季にトイレを全面改修し省エネ型のトイレに変更するとともに、廊下・事務室・外灯の間引き・一部トイレのエアタオル中止等節電、節水を実施している。2号館の冷暖房は、平成25年度に重油を使った冷暖房から電気による省エネタイプのエアコンへ全面切り替えを実施した。また、1号館屋上に太陽光発電装置（パネル240枚）を設置し、グリーンエネルギーの利用に貢献している。その他、学内の各教室及び事務室等施設への掲示等を利用し、節電・節水等省エネ意識を喚起、醸成している。学生食堂及び厨房の照明は平成27年度に、図書館及び視聴覚教室を平成28年度にLED化した。平成29年度は1号館1階をLED化し、平成30年度は1号館3階を予定している。

学術研究、教育活動および大学運営業務における情報資産の安全性の確保および対策整備を目的として平成28年度に情報セキュリティ検討委員会を立ち上げた。事務局長、情報センター長を主とし、法人各部署および各学科の教職員で構成されている。学内の様々な情報の取り扱い状況について現状を確認し、平成29年度には情報セキュリティポリシーを策定、管理運用体制を確立した。コンピュータのウィルス感染等の脅威、情報の漏えい防止のためさらなる規定の整備を行っている。紙媒体等の資料破棄のためシュレッダーを増設する。

### <テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

2号館のエレベーターは4階までで、渡り廊下を使って1号館4階までは行けるが5階への移動は足の不自由な学生や公開講座の高齢の受講生などに不便をきたしている。

平成25年度にタブレット端末利用の利便性を考えアクセスポイントを25か所設置しインターネットに接続できる環境整備を実施したが、まだ1号館3階と5階の教室の一部で利用ができない個所がある。現状では特に問題はないが、今後整備する必要がある。

省エネルギー・省資源対策の中で、校舎の電燈の半分強が、蛍光灯（HF管）を使用している。安定器が破損した場合はLED照明に切り替えをしているものの、LED化は全体的にはまだ半分に満たない。LED照明は当初価格よりは下がったもののまだ比較的高額であり、今後も毎年フロアごとに配備する予定である。

図書館とは別室の書庫に収納している図書の整備が課題である。年間約2,000冊増加する図書と、退職する専任教員が返還する個人研究図書の収納スペース確保と管理が求められる。

情報セキュリティポリシーの周知徹底とともに、コンピュータのウィルス感染等の脅威、情報の漏えい防止のため、さらなる規定の整備、専門家からの研修等によるポリシーの啓

発、教育が必要である。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特記事項なし

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

(略)

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

情報センターは定期的な情報基盤整備の都度、情報端末及びサーバーからの情報流出や、外部からの不正アクセス防止のために、セキュアなネットワークシステムを構築してきた。システムの保守は情報センターと保守契約を結んでいるベンダーとの間で絶えず連絡を取り合いながら実施している。最新のウィルスチェックの実施、ファイヤーウォールシステムの導入により外部からの不正アクセス等の脅威対策を行っている。課題であった情報セキュリティポリシーが策定され、より一層のセキュリティの向上およびセキュリティルールの周知徹底を図っている。

個人情報保護のために教育用と事務用の二つのセグメントを構築し、相互のセグメントは閉鎖体系とする一方で、インターネットへのアクセスはどの情報端末からも利用でき、学内に無線 LAN を整備したことからモバイル端末からの利用も可能となっている。

全学科が対象となる情報教育に活用する技術的資源は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学生支援を充実させるために、情報教育科目を担当する教員および情報センタースタッフの自発的な自己研修等によりコンピュータ利用技術の向上が図られている。スタッフについては、研修のための予算等は確保されているものの、学外での研修機会の活用は不十分なままであり、業務過多の現状では十分に消化されているとはいえない。

情報センターが中心となり、4～5年の周期で情報教育資源の整備を実施している。平成26年度に整備した情報基盤環境により、授業進行にストレスを与えないパソコン教室の環境を構築し運営してきた。また、各学科の教育課程にある情報教育関連科目を円滑に実施するため、パソコンなどの情報機器は3室に計画的に設置されている。各学科の教育課程の編成・実施の方針に基づいて必要とされる技術的資源の配置と利用を常に見直し、学生の学習支援のために必要な学内LANを有線、無線の両方で整備している。授業担当教員は、新しい情報技術などを活用して効果的な授業を行っている。利用するOSは安全性と利便性の高いものを導入し、WebデザインやDTPの現場のワークフローを再現するために、事務系のWindows環境に加え、Mac環境を整備している。平成31年度には新機器の導入・整備を計画している。

#### <テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

インターネットへの接続速度の向上など、継続中の課題については、引き続き情報センターのスタッフが対応しているが、授業進行に影響を与えることのないように抜本的な対応を検討する。その際、スタッフの外部研修への時間確保や、技術的資源活用のための組織的な研修の具体化が課題である。

財政的な理由などにより、情報基盤の整備間隔が長くなる傾向があるが、情報教育の質の維持という点とセキュリティの確保という点から問題があるため、平成31年度の再構築に向けて検討する。

#### <テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特記事項なし

#### [テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

##### <根拠資料>

(略)

##### [区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
  - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
  - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。

- ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
  - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
  - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
  - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
  - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
  - ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
  - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
  - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
  - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
  - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
  - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
- ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
  - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
  - ③ 年度予算を適正に執行している。
  - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
  - ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
  - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

[注意]

基準Ⅲ-D-1 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

平成 29 年度の基本金組入前当年度収支差額は△89 百万円となり、7 期連続の黒字を確保とはならなかった。基本金組入後の当年度収支差額では 238 百万円の赤字となり、翌年度繰越収支差額は△707 百万円と赤字幅が増加した。支出超過の要因としては、例年通り高等学校部門のバス運行費 77 百万円及び奨学費 85 百万円が主たるものであるが、高等学校の入学者数が見込を上回ったものの、退学・除籍・転学等により短期大学・高等学校・専門学校の 3 校で合計 72 名の学生・生徒数が減少した。基本金組入前当年度収支差額で高等学校部門が昨年比約△12 百万円の 64 百万円のマイナスとなった。専門学校は△32 百万円と昨年より赤字幅は縮小した。

平成 29 年度の貸借対照表の総資産は 13,287 百万円で固定資産は 12,163 百万円、流動

資産は 1,123 百万円である。固定負債は 812 百万円、流動負債は 588 百万円、基本金は 12,594 百万円、繰越収支差額は△707 百万円となった。流動比率は 191.1%と当面の資金繰りには問題がない。また固定長期適合率は 95.8%であり、固定資産も長期の安定的な資金で賄われており健全の範囲内と言える。

短大の経営状況は入学生確保が依然厳しい状況であるが、平成 28 年度は定員 450 人に対し 351 人、平成 29 年度は 336 人と減少、平成 30 年度は定員を 415 人にしたがついに 300 人を割る 296 人となった。基本金組入前当年度収支差額では、平成 28 年度まで 6 期連続の黒字を継続していたが、29 年度は 89 百万円の赤字計上となり 7 期連続の黒字とはならなかった。

退職給与引当金は、私立大学退職金財団加盟者と埼玉県教職員福祉財団加盟者とそのいづれにも加入していないものに分類し、期末要支給額の 100%を基に各財団に対する掛金の累積額と交付金の累計額との差額に繰入調整額を加減し、退職給与引当金を計上している。

資産運用については、平成 20 年 4 月に施行した「学校法人秋草学園資金運用に関する取扱基準」に則り、安全性を第一として資金分散をはかったうえで健全保有に努めている。

教育研究費比率については、平成 27～29 年度決算の平均額が 594,201 千円で、経常収入平均 2,032,908 千円に対し 29.2%となっており、メルクマールは上回っている。今後も教育研究費率に着目し、適切な運営を図っていく。

教育研究用機器備品については毎年一定額以上の設備関係支出を実施しており、図書についても一定額以上を予算化し紀要図書委員会等を経て適切に配分されている。

本学全体の収容定員充足率は 0.783 と 2 割強程度の定員割れとなっている。定員充足率を 1.0 以上にすべく、今後もオープンキャンパス、各種ガイダンス等を含めた広報活動や授業内容の充実、ボランティア、保育・施設実習、インターンシップ等あらゆる手段を使い、本学のすばらしさをアピールしていきたい。

短期大学部門及び学園全体でも「基本金組入前当年度収支差額」では黒字化が定着しつつあったが、学生数の大幅な減少により前期及び今期は赤字転落となる状況となってきた。財務体質にはまだ充分余力があり、当面の経営に支障はないが予断を許さない状況は続くものと思料する。

**[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
  - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
  - ② 人事計画が適切である。
  - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
  - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、

施設設備費)のバランスがとれている。

- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

#### <区分 基準Ⅲ-D-2の現状>

短期大学の将来像を明確にするために平成 20 年度にスタートした第Ⅰ期秋草学園5ヵ年計画は、平成 24 年度に終了した。第Ⅰ期5ヵ年計画の期間中に、平成 23 年度より財政状況が少しずつ改善され、平成 24 年度以降改善傾向が続いた。

第Ⅰ期5ヵ年計画の結果を受けて、平成 25 年度より第Ⅱ期5ヵ年計画をスタートさせた。その基本目標として、学校法人は、①建学の理念の再検証、②安定した学園経営、③高短専3校の連携、また短期大学は、①本学女子教育の充実、②意欲ある学生(障害がある学生を含む)の受け入れ、③教育体制の充実、④就職・キャリア支援の強化、⑤外部科研資金の獲得、⑥地域貢献、⑦文化表現学科の定員充足、⑧専攻科幼児教育専攻の再生、をそれぞれ掲げ、本学に関する客観的分析に基づいた評価と計画の遂行を継続している。

前述した財務状況の改善は、帰属収支差額においてプラスに転じたものであり、繰越消費収支差額の改善に至るためには、今後とも入学生、在学生の増加を主とする安定した学生数の確保が重要であり、加えて各種経費の節減に努める必要がある。

文化表現学科及び地域保育学科の入学定員未充足が影響して、短期大学全体の収容定員も未充足の傾向が大きくなっている。そのため財務状況は厳しくなっているが、人件費、施設設備費は抑制しながらも適当なバランスを保っている。文化表現学科に関しては、入学者数が定員の半数にも及ばない状況が続いているため、平成 29 年度から入学定員を 100 人から 65 人に変更する手続きを行った。

財務状況の厳しさを認識し危機意識を共有するために、財務書類等開示規程に基づいて経営情報を開示している。財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書などの財務書類は、本部事務局、短期大学、高等学校、専門学校に備え付け、学園に所属する者、その他利害関係者の閲覧に供している。また、同様の情報はホームページ掲載により公開している。

#### <テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

平成 30 年度入学者数は、全学科で定員未充足となった。特にこれまで定員割れの無かった幼児教育学科第一部の入学者が定員割れとなった。また定員割れの大きかった文化表現学科は平成 29 年度から入学定員を 100 人から 65 人に変更することとなった。これを受けて、定員確保のための方策を抜本的に検討する時期に入ったといえる。

経費の削減については、平成 21 年度からの秋草学園第Ⅰ期5ヵ年計画に沿って予算額の減額を毎年実施してきた。平成 23 年度に帰属収支が黒字となってからも実施、平成 25 年度からの秋草学園第Ⅱ期5ヵ年計画において経費削減を推し進めてきた。毎年の基本金組入前当年度収支差額の黒字は継続されているが、短大での経費削減には各部署とも限界となっている。また、収入構造には学生数が大きく影響してくるため、財務面だけの努力にも限界がある。

#### <テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特記事項なし

### <基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

#### (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

平成 22 年度から導入された任期付教員任用制度については、そのあり方についての検討を重ねて来てはいるが、現状では制度の変更は行われてはいない。

研修日や個人研究費の活用による研究活動については、個々の教員に委ねている状況に変わりはないが、個人研究費の使用状況については、多くの教員が本学規定の限度額まで使用している。また、奨励研究費についても、毎年確実に教員からの応募申請があり、有意義に活用されている。

科学研究費に関する規程整備については、平成 27 年に「秋草学園短期大学研究活動の不正行為の防止等に関する規程」、「秋草学園短期大学における公的研究費に係る不正行為の防止及び調査に関する内規」、「秋草学園短期大学公的研究費の使用に関する行動規範」、「秋草学園短期大学公的研究費の不正使用防止計画」を定め、整備を行った。

図書館の除籍手続、及び適切な蔵書構築については、「秋草学園短期大学図書館図書等の除籍に関する内規」に従い、副本・汚損本について除籍を行い、適切な蔵書構築を行った。なお、利用者用の機器に関しては、更新の必要がなかった為予算化は行わなかった。

情報センター職員の学外研修については、平成 29 年度は、「サイバー攻撃基礎講座」の受講をした。

紀要図書委員会における検討の結果、平成 28 年度より図書館ホームページにおいて紀要データの公開を開始しており、平成 31 年度には JAIRO Cloud での公開を予定している。その為、今後は論文等の学外への発信・公開等について、紀要投稿申込書に明記することを検討することとしている。

FD 推進委員会では、「授業評価アンケート」の結果については、教授会にて報告をするとともに、教務課でその結果を保管し、いつでも閲覧可能な状態としている。また専任、非常勤を問わず全教員から、その結果に対する授業改善計画の提出を義務付けた。また、FD フォーラム参加教員からの報告については、基本的に毎年行われているが、平成 29 年度については日程の都合から参加者がいなかった。

情報の安全性の観点よりホスティングサービス会社の見直し検討を行っているが、現時点では回答は出ていない。ただ、年 2 回の定期メンテナンス時に情報機器利用上の問題点や課題については、情報センターが中心となり学外事業者と協議を行い解決した。

短大校舎の照明については、蛍光灯から LED への切り替えをエリアごと毎年実施している。平成 27 年度は 2 号館食堂、平成 28 年度は図書館及び 410 教室、平成 29 年度については 1 号館 1 階をそれぞれ LED 化した。平成 27 年度にアクセスポイント追加設置予算化する計画については予算化したものの運用面で課題が残り実施できなかった。

経常的な費用の削減については不要不急の費用を予算時点で極力抑え「基本金組入前当年度収支差額」では平成 27 年度、28 年度は黒字を達成したものの平成 29 年度については

学生募集の陰りもあり7年ぶりに赤字計上となった。

学園行事等による休日出勤については、主管部署に依頼し、出勤職員を必要最少人数に留めるように調整した。さらに、土曜日直については、土曜担当嘱託職員及び非常勤職員を割り当て、職員の出勤日数を2分の1にした。

理事長は、「秋草学園第Ⅱ期5ヵ年計画」で掲げられた基本目標に関わる項目を計画通り確実に遂行する。また、文化表現学科の改編に関しても、学内外の状況を十分に精査し、学園としての結論を出す。その一環として、学科の規模の適正化のため、平成29年度より入学定員をこれまでの100名から65名に変更を行った。

防災関連については、防災計画、自衛消防隊編成表及び任務分担表を毎年度作成し、全教職員に周知を図っている。また、毎年5月に全教職員、全学生を対象とした、所轄署立会いによる「消防避難訓練」を実施し指導を受けており、「消防防災マップ」を常時掲示し、災害時の避難場所の周知を行っている。

SD研修委員会については、毎年度隔月の委員会開催を行い、各部署で作成した年次計画表に基づく実行状況や進捗状況等についての確認、検討を行っている。平成29年度も多くの職員が日本私立短期大学協会及び外部団体主催の研修会に参加すると共に、一部の職員が通信講座を受講し資格取得等の実績を挙げている。なお、自己啓発研修については、これまで一部経費が補助対象であったが、学園が要望する資格取得に対しては補助の増額を行った。

#### (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

短期大学の使命は教育・研究及び社会貢献であり、中でも研究の成果が直接・間接的に教育に反映されることが望ましい。

幼児教育学科では、各教員が更に研究を行いやすく、またその成果を公表できるよう、更なる研究環境の整備を行う。具体的には、校務の負担が一部の教員に偏らないよう配慮して授業担当コマ数を組むことなどを検討する。また、与えられた研修日や個人研究費を十分に活用して研究活動を行うよう、引き続き学科会等を通じて促すと共に、学外の研究助成や、学内に準備されている奨励研究費への積極的な応募を呼びかける。

地域保育学科、文化表現学科では、各教員が、より積極的な研究活動および成果を公表できるように環境整備する。しかしながら、現状を述べると教員は教育・研究意外に種々の仕事があり、したがって研究のために十分な時間を割くことが難しい。これらの状況の中で、例えば教員同士の共同研究などを推進し、結果として教員の研究面での成果の向上につなげていく必要がある。

競争的資金の獲得については、まずは科学研究費補助金の種類や、申請方法等、教務課とFD推進委員会が連携して、専任教員への一層の周知を図る。その上で、専任教員が競争的資金獲得に挑戦する意識を持つように、意識改革、学内の体制構築を行っていく。

FD活動については、公開授業のコメントシートに対するフィードバックを各教員が行う。

SD活動については、SD研修を充実し、全職員による研修会や資格取得支援（補助額増・専門性の資格）をして職員の資質向上を図る。

教職員の就業については、平成29年度より任期付き教員は最初の1年のみ、週に3日勤

務とし、2，3年目は他の専任教員と同様に週に4日の勤務体制を敷くことにし、平成30年度より実施する。この結果を見て任期付き教員の勤務条件を必要に応じ改善していく。また、教員が研究計画に基づいて研究成果が公表できるよう、これまでどおり研修日を確保するようにし、休日出勤を出来る限り減らすよう工夫し、職員の負担も軽減する。

図書館では、秋草学園短期大学図書館図書等の「除籍に関する内規」に従い除籍を実施、合わせて図書の移動と整理も行い収納スペースを確保する。

情報センターでは、情報セキュリティインシデント発生時のマニュアルの作成、教職員への周知徹底を検討する。また、関連部署と情報活用に関する作業の調整、情報基盤の整備期間・内容を検討するとともに、学内における情報活用・セキュリティに関する総括的な検証作業を行う組織を構築する。

物的資源の整備に関しては、まずは研究室の照明のLED化を検討する。ただ、LED照明導入については負担が大きいことから、毎年校舎の1フロアごとに予算計上し、切り替えを実施する。また、1号館へのエレベーター設置は従来から検討されているが、適当な設置場所が見当たらない。渡り廊下を使用すれば1号館も4階までは利用可能であることから、しばらくは現状のままで継続する。無理をすればエレベーターの設置が可能な場所はあるが、建物本体が建築から38年以上経っており、後付となることから躯体を壊す必要もありまた工事費用が50百万円程度かかることから、補助金なしでは着工は難しい。アクセスポイントの追加設置については、予算化を検討する。その他、事務室をワンフロア化し、学生サービスの向上を図るとともに、職員が相互に業務の助け合い協働できる環境にすることを検討している。

経費予算関係については、前年度の予算額を超えないように各部署に積算を依頼している。ただし、必要不可欠な備品等については目的、必要性を聴取したうえで予算計上していく方針である。

## 【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

## [テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

## &lt;根拠資料&gt;

(略)

## [区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
  - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
  - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
  - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
  - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
  - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
  - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
  - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
  - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
  - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
  - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
  - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
  - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

## &lt;区分 基準Ⅳ-A-1 の現状&gt;

理事長は、昭和 43 年 3 月から学校法人秋草学園に勤務し、昭和 63 年 2 月から評議員、平成 2 年 12 月から理事、平成 18 年 4 月から理事長に就任し、現在に至っている。その間、創設者である秋草かつえ元理事長・学長（平成 25 年 3 月 13 日逝去）の下、建学の理念や教育理念・目的を理解し、様々な部署の業務を務めてきた。

理事長は、寄附行為第 7 条に定めるところにより、法人を代表し、その業務を総理している。

また、理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に監事の監査を受け、理事会の議決を経た決算及び財産目録、貸借対照表、収支計算書並びに事業報告書を評議員会に報告し、その意見を求めている。

理事会は、寄附行為第6条に定めるところにより、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。また、理事会は理事長が招集し、議長を務めている。

第三者評価に係る自己点検・自己評価委員会は、理事会の主要なメンバーである理事長、常務理事、学長のほか事務局長などが構成員となり、積極的なリーダーシップをとっている。委員長やALOは理事長から委嘱されている。「自己点検・評価報告書」は、理事会が審議、承認を経て、学長名による公表を最終的に了承する責務を果たしている。

理事会は、学内外の情報を収集することにより、課題について自ら検討するとともに、課題によっては関係部署に対しても検討を指示し、大学運営に責任を果たしている。

理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備し、規程集として、各部署に備え付けるだけでなく、学内LANにより閲覧が可能となっている。

理事の選任については、寄附行為第10条に規定されている。学長、教職員のうちから理事会において選任された者、評議員のうちから評議員会において選任された者及び学識経験者のうち理事会において選任された者が理事となる。学長、教職員及び評議員を退いたときは、理事の職を失う。いずれも学校法人の建学の理念を理解し、法人の健全な経営について学識及び見識に基づいた対応を行っている。

また、寄附行為第16条第2項第3号には、役員の内退事由として、学校教育法第9条各号に掲げる事由を適応している。

理事会開催状況（平成29年度）

年	月	日	主な議題	出席者数	定数
29	5	24	平成28年度事業報告（案）の件 平成28年度収支決算（案）の件 秋草学園短期大学学則改正（案）の件 秋草学園福祉教育専門学校学則改正（案）の件 秋草学園福祉教育専門学校教育課程編成委員会規程改正（案）の件	10人	8人以上10人以内
29	12	11	秋草学園第Ⅲ期5ヵ年計画（案）の件 秋草学園高等学校授業料等の学費納入方法に係る学則改正（案）の件 秋草学園福祉教育専門学校学則改正（案）の件 秋草学園短期大学専攻科幼児教育専攻学生募集停止（案）の件 秋草学園短期大学任期付教員任用規程改正（案）の件 秋草学園短期大学履修規程改定（案）の件 秋草学園短期大学IR委員会規程改正（案）の件 学校法人秋草学園組織規程改正（案）の件 学校法人秋草学園固定資産及び物品管理規程改正（案）の件 学校法人秋草学園奨学金規程改正（案）の件 秋草学園短期大学教員昇任（案）の件 秋草学園短期大学任期付教員採用（案）の件	9人	8人以上10人以内
30	2	8	秋草学園高等学校校長選任（案）の件 秋草学園短期大学副学長、学科長選考規程改正（案）の件 秋草学園短期大学学科長選任（案）の件 任期満了に伴う理事（2号）選任（案）の件 任期満了に伴う理事会選任の評議員（2号、3号）選任（案）の件 辞任に伴う監事選出（案）の件 任期満了に伴う理事（4号）選任（案）の件 任期満了に伴う理事長選任（案）の件 理事長の職務代理及び常任理事選任（案）の件 学校法人秋草学園建学の理念推進委員会規程改正（案）の件	9人	8人以上10人以内
30	2	21	任期満了に伴う理事長選任（案）の件 理事長の職務代理及び常任理事選任（案）の件	9人	8人以上10人以内

30	3	20	平成29年度秋草学園補正予算（案）の件 平成30年度秋草学園事業計画（案）の件 平成30年度秋草学園収支予算（案）の件 任期満了に伴う監事選出（案）の件 学校法人秋草学園創立70周年記念事業実行委員会規程制定及び同実行委員会組織（案）の件 無期労働契約転換に係る就業規則の改正及び関連規程の制定（案）の件 秋草学園短期大学学則一部改正（案）の件 秋草学園短期大学特待生入学減免規程（案）制定の件 退任理事・監事に対する役員退職金支給（案）の件 秋草学園短期大学専任教員昇任（案）の件 秋草学園短期大学任期付専任教員採用（案）の件 学校法人秋草学園職員の任用（案）の件	8人	8人以上10人以内
----	---	----	--	----	-----------

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題>

理事会、評議員会については、特に当面する大きな課題等もなく、寄附行為に則して安定した運営を行っている。しかし、常に新しい発展的な課題を投げかけることにより、理事、評議員、監事が学園の目指す方向性を理解できるよう、一致協力しての体制作りをさらに推進することが課題である。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

特記事項なし

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

(略)

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
  - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
  - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
  - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
  - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
  - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
  - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
  - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
  - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。

- ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
- ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
- ⑤ 教授会の議事録を整備している。
- ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
- ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

#### <区分 基準IV-B-1の現状>

学長は、研究所職員として約20年、また大学教員としても約20年の長きにわたり化学物質の安全性評価の研究に携わった経験を有している。その面では保育者養成を中心とした本学にとって必ずしも専門性が一致しないが、研究所では部長職として、また大学では学科長、図書館長として長きにわたり職員、教員の管理にあたってきた。この面ではガバナンスに多くの経験を持っている。学長は、学長選考規程に基づいて選任され、人格、学識において全教職員から認められている。また、教学運営の責任者として職務遂行に務め、強力なリーダーシップを発揮している。さらに、学長は、新入生オリエンテーションや新年度の非常勤講師との教職員会において、建学の理念について丁寧に説明を行うとともに、研究会への参加や授業を担当することにより教育研究を推進している。

教授会は、教授会規程第3条の定めるところにより、学長が招集し議長となる。また、同規程第4条には教授会の意見聴取事項が規定され、教育研究上の審議機関として適切に運営されている。教授会は民主的に運営されている。教授会は月1回を原則とするが、学長の判断により、必要に応じて開催している。議事録は、教務課において作成し、資料とともに適切に保管されている。

教授会では、学習成果、「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受け入れ方針」の三つの方針が明確に示され、教員全員の認識を得られている。三つの方針に関しては、平成29年4月から施行される改正学校教育法施行規則に対応するため、教学マネジメント委員会において、新たな三つの方針が検討され、29年度に向けて策定された。

学長は、教授会の下に各種の委員会を設置し、それぞれの委員会規程に基づいて適切に運営している。必要に応じて合同の委員長会を開催するなど臨機応変に対応している。議事録は、委員会庶務を担当する事務局において作成され、適切に保管されている。また、議事録は学長に報告されることになっている。教学運営にあたっては、学科長、専攻科長との協力体制により軌道に乗せることができた。

平成26年に学校教育法及び学校教育法施行規則が改正され平成27年4月1日から施行されることにもなっており、大学運営における学長のリーダーシップの確立等を図るために教授会と学長の役割を明確にすることを目的として、学則、教授会規程、その他の内部規則の見直しを行った。

教授会規程の改正により、教授会の意見聴取事項として、(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了、(2) 学位の授与、(3) その他、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項を規定した。また、(3)の学長が

定める事項については、教育課程の編成等3項目が学長裁定として提示され、教授会の意見を聴取した。その他、教授会は学長の求めに応じて意見を述べることができると規定した。

さらに、学長に最終決定権があることを明確にするために、教授会が述べた意見については、これを受けた学長が最終的に判断すること、教授会が学長等に意見を述べる際に行った決定は、学長が行う決定を妨げるものではないことを規定した。

平成26年の学校教育法及び学校教育法施行規則の改正趣旨が、学長のリーダーシップによるガバナンス体制の構築にあることから、平成27年度に教学マネジメント委員会及びIR推進室の設置、教員表彰の制度化などの施策が具体化され、平成28年度から活動を開始し29年度もその活動を継続した。

#### <テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

教学運営に当たっては、学科長、専攻科長との協力体制や各種委員会の協力を得たことにより円滑に行うことができた。各種委員会においては、それぞれの委員会規程に基づいて運営されているものの、学科会については各学科の運営にゆだねられる部分が多く、学長への報告が充分に行われていないケースも多々見られる。

各委員会の協力体制も整いつつあり、必要に応じて学科会と委員会との交流も必要と考えるがなお実現できていない。

学長のリーダーシップ及び補佐体制の強化を図る教学マネジメント委員会及びIR推進室の実効性ある運用が今後も課題となる。

#### <テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

特記事項なし

#### [テーマ 基準IV-C ガバナンス]

##### <根拠資料>

(略)

##### [区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

##### <区分 基準IV-C-1 の現状>

監事の職務については、「学校法人秋草学園寄附行為」第13条の二に「監事の職務」

として、「(1) この法人の業務を監査すること」、「(2) この法人の財産の状況を監査すること」、「(3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること」「(4) 第 1 号又は第 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること」、「(5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること」及び「(6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること」と定めており、適切にその業務を行っている。

監事は「監事の職務」に則り、理事会に出席し監事としての意見を述べた。

平成29年度は、5月16日に監事会が行われ、秋草学園から事業報告及び財務報告等の説明を受け、それに関する所見が述べられた。平成29年5月24日の理事会及び評議員会において「監査報告書」が提出され、平成28年度事業報告書(案)及び平成28年度収支決算(案)の審議の中で、監事の所見等が述べられた。

**[区分 基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

**<区分 基準IV-C-2 の現状>**

「学校法人秋草学園寄附行為」第 5 条第 1 項第 1 号は、理事の定数を「8 人以上 10 人以内」と定めている。一方で評議員の定数に関しては、第 18 条第 1 項で「20 人以上 26 人以内」と定めており、評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって組織している。

評議員の運営に関しては、第 18 条に次の通りに定めている。「2 評議員会は、理事長が招集する」。「3 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する」。「4 理事長は、評議員総数の 3 分の 1 以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内に、これを招集しなければならない」。「5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない」。「6 前項の通知は、会議の 7 日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、前項および本校本文の規定にかかわらず、相当と認める方法で通知することができる」。「7 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決することが出来ない」。「8 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす」。「9 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる」。「10 議長は、評議員として議決に加わることができない」。評議員会は、これらの規定に基づいて適切に運営されている。また、「諮問事項」については、第 19 条

において、「(1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分」、「(2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄」、「(3) 寄附行為の変更」、「(4) 合併」、「(5) 目的たる事業の成功の不能による解散」、「(6) 寄附金品の募集に関する事項」、「(7) 事業計画」、および「(8) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認められた事項」と定めており、評議員会は、私立学校法第 42 条の規定に従い、適切に運営されている。

評議員会開催状況（平成 29 年度）

年	月	日	主な議題	出席者数	定数
29	5	24	平成28年度事業報告 同収支決算	22人	20人以上26人以内
30	2	8	任期満了に伴う評議員（4号）選任（案） 任期満了に伴う評議員会議長選任 任期満了に伴う評議員会選任の理事（3号）選任（案） 辞任に伴う理事会選出監事の同意（案）	19人	20人以上26人以内
30	3	20	平成29年度補正予算 平成30年度事業計画、収支予算 任期満了に伴う理事会選出監事の同意（案） 学校法人秋草学園創立70周年記念事業実行委員会 規程制定及び同実行委員会組織（案）	17人	20人以上26人以内

**【区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。】**

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

#### ＜区分 基準IV-C-3 の現状＞

平成 23 年 4 月 1 日に教育情報の公表義務化を内容とする学校教育法施行規則が施行されたことに伴い、同年 6 月から本学ホームページを活用して教育情報の公表を開始した。公表した教育情報は、上記規則に準じている。公的な教育機関である大学にとって、教育情報の公表は社会に対する説明責任であり、教育の質の向上につながるものであることを認識して、公表する情報の充実等に積極的に対応して行く必要がある。

平成 27 年度は、ホームページへの掲載として「研究活動の不正行為の防止等に関する規程」及び公的研究費の使用に関する行動規範、誓約書並びに公的研究費の不正使用防止計画等があり、平成 28 年度は平成 27 年度から公開が義務付けられた教員の養成の状況に係る情報の公開を行った。平成 29 年度は、平成 28 年度の改善計画に記した中の、教員一人当たりの学生数、収容定員充足率、専任教員と非常勤教員の比率の公表を行うとともに、毎年の「自己点検・評価報告書」「事業報告書」の掲載も開始した。教育情報の公表に関しては、今後公表すべき情報を整理して平成 30 年度からも順次開示していく。

毎年の予算については、本部事務局が翌年度の入学者状況を見た上で予算編成基本方針を策定し、10月下旬～11月初旬に学内理事会に諮り決定する。その方針に基づいて11月

より関係各部室に次年度の「予算積算書」の作成を指示、各部門から提出された「予算積算書」内容のヒアリングを実施し、2月中に「予算積算書」を取りまとめ本学予算（案）を作成する。また、事業計画については、秋草学園第Ⅱ期5ヵ年計画に基づき各部門の責任者より次年度の事業計画書（案）の提出を受ける。これらの予算（案）及び事業計画書（案）を3月下旬の評議員会で諮り理事会の承認を経て決定している。決定した事業計画と予算については速やかに関係部門に連絡し、実施の指示をしている。年度予算の執行については各部署から稟議書、物品請求書等の提出を受け、学長または部・室長経由で企画財務部へ提出、同部は予算措置を確認し、諾否を検討して事務局長・理事長が決裁する。毎日の出納業務については稟議書、物品請求書、各種請求書に基づき支払を実施する。基本的には銀行のリーフに基づき入金伝票を起票し、「月次資金収支計算書」「月次事業活動収支計算書」「活動区分資金収支計算書」「合計残高試算表」「月次支払資金集計表」については、毎月理事長まで回覧しチェックしている。

平成29年度の法人全体の総資産は132億8,658万円で、前年度比△4,054万円の減少となった。また総負債は13億9,999万円で、前年度比4,823万円の減少となった。短期大学では「改革総合支援事業」の補助金を獲得し、既存の教室をラーニング・コモンズとして使用するための壁の改修やガラス入りパーティションへの入替えを実施、机・椅子を可動式にし、プロジェクター、電子黒板も導入してアクティブラーニング等バックアップできる体制を整えた。高等学校では運動場と来客用駐車場として隣地を購入し、伐採整備を行った。また校舎では4階講義室に電子黒板導入やLAN工事を実施した。専門学校では高圧ケーブル・UGSの更新を行ったが固定資産の増加を減価償却費が上回ったため固定資産は減少した。翌年度繰越収支差額は△7億734万円で前年度比△2億3,781万円の赤字増加となった。これは高等学校、専門学校の入学定員未充足、学費減免、バス運行費負担が主な要因である。余裕資金については、退職給与引当特定資産を退職給与引当額に基づき積立している。また、その他の資産についても「学校法人秋草学園資金運用に関する取扱基準」に則り、資金分散を図ったうえで債券を中心に健全保有に努めている。監査報告書だけでなく本学では監査時や監査終了後等非公式に公認会計士との意見交換、情報交換を行っており、その中で改善の余地のある事象については積極的に意見を取り入れることにより改善を心がけている。施設設備等の管理については、「学校法人秋草学園固定資産及び物品管理規程」「学校法人秋草学園施設貸与規程」「秋草学園短期大学図書館管理運営規程」「図書館（短大）利用案内」等により管理し、固定資産については、固定資産管理台帳により管理し、また取得価格2万円以上で10万円未満の物品（消耗品）については「教育研究用機器備品」と「管理用機器備品」として区分し、「備品台帳」を作成して管理している。寄附金は収入源の多様化の一環としてとらえ平成24年度より導入した。平成30年1月31日付けで文部科学省より特定公益増進法人として再度承認を受けている。また租税特別報施行規則一部改正により条件が緩和されたため、平成27年10月本学への寄附者の税額控除も認められるようになった。

「学校法人秋草学園財務書類等開示規程」を定め、財産目録、貸借対照表、収支計算書、監査報告書及び事業報告書など、閲覧に供する財務書類等を本部事務局・短期大学、高等学校、専門学校に備え付け、学園に所属する者、その他利害関係者の閲覧に供している。なお、同様の情報を平成22年12月よりホームページにも掲載しており、誰でも閲覧が可

能となっている。

#### <テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

現在、実地監査は高等学校及び専門学校において年一回実施している。また会計士及び理事長、学内理事等を交えた監事会は年3回程行っているが、今後一層のガバナンス機能の充実等が将来の課題である。

寄付行為における評議員定数は20人以上26人以内で、現員21名である。その内、2号評議員（教職員のうちから、理事会において選任された者）が定員10人以上14人以内のところ現員10名であることから、評議員全体の均衡を考慮すると補充が望ましい。

情報の公開については、「事業報告書」を平成27年度決算からホームページに掲載されたが、教学関係情報や財務情報の指標となる費目や比率の説明をしているが、今後その解説を加えることを課題としたい。

#### <テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

特記事項なし

#### <基準IV リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

##### (a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

理事長は、理事会・評議員会における意見聴取は当然ながら、その他常時、積極的に理事・評議員と個々に打合せの機会を持ち、学園の方針、財務状況等について意見交換を行っている。特に私学として重要な学生・生徒の募集関連等については、現状を示し、今後の見通し、その方法論等について十分に議論を重ね、募集に対する協力依頼も行っている。

学長については、学科長会を月に1回、委員長会は不定期ではあるが開催し、問題点の報告、及び情報の共有を図っている。また、学科会規程等の学内規程については、学科長会や各種委員会等で必要に応じて検討見直しを行い、教授会、理事会の承認を経て改正を行っている。

監事を支援する事務局体制については、本学園に所属する監事は2名ともに非常勤であり、詳細な情報伝達・理解をしてもらう事は現実には厳しい。そこで監事監査を年2回必ず実施し、その節に幹部職員や財務担当事務局も参加し、実施状況及び課題点等を十分に話し合い、監査の為の支援を行っている。

評議員数の見直しについては、平成29年度に改選が行われたが、評議員数に大きな変動はなかった。今後も、引き続き人数の検討を行う。

事業報告書については、平成27年度以降は毎年ホームページへの掲載を行っている。教育情報の公表については、毎年開示する内容の追加を行ってはいるが、いまだ未開示の情報もあり、次年度以降の課題となっている。

**(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画**

理事長は、理事、評議員に対し、学園の問題点等について聴取し、理事会、評議員会で改善に向けて検討する。

学長は、課題とされる学科会運営に関しては、学科の特性や主体性を尊重しながら見直しを図る。また、教学マネジメント委員会及びIR推進室については、活動方針、活動内容等から学長が主導して今後も運営していく。

実地監査の充実と内部監査との連携により、監事監査を支援する体制構築等を図るとともに、2号評議員は、教員・事務職員・各学校のバランスを考慮し補充を検討する。平成29年度末は評議員改選が行われ、その際に全体の評議員数について選任条項や定数の再検討を行っており、今後の改善につなげていく。

情報の公開については、「事業報告書」にはこだわらないが、他大学での情報公開等を参考にしながら平成30年度中には財務内容の指標となる比率と本学の比率の比較などをホームページ上で掲載できるよう検討していく。

事項		記入欄								備考			
短期大学の名称		秋草学園短期大学											
学校本部の所在地		埼玉県所沢市泉町1789番地											
教育研究組織	短期大学士課程	学科・専攻課程の名称	開設年月日	所在地					備考				
	専攻科	幼児教育学科第一部	昭和54年4月1日	埼玉県所沢市泉町1789番地									
		幼児教育学科第二部	昭和54年4月1日	埼玉県所沢市泉町1789番地									
		地域保育学科	平成13年4月1日	埼玉県所沢市泉町1789番地									
別科等	文化表現学科	平成19年4月1日	埼玉県所沢市泉町1789番地										
	専攻の名称	開設年月日	所在地					備考					
	専攻科幼児教育専攻	平成9年4月1日	埼玉県所沢市泉町1789番地										
別科等の名称	開設年月日	所在地					備考						
—	—	—					—						
学生募集停止中の学科・専攻科等		なし											
教員組織	短期大学士課程	専任教員等										専任教員一人あたりの在籍学生数	備考
		学科・専攻課程の名称	教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数	助手	非常勤教員		
		幼児教育学科第一部	3人	5人	7人	0人	15人	9人	3人	0人	29人		
		幼児教育学科第二部	2	2	1	0	5	3	1	0	17		
		地域保育学科	4	5	3	0	12	8	3	0	16		
	文化表現学科	3	1	1	1	6	5	2	0	19			
(大学全体の収容定員に応じた教員数)	—	—	—	—	—	6	2	—	—				
計	12	13	12	1	38	31	11	0	81				
専攻科	専攻科幼児教育専攻	専任教員等										専任教員一人あたりの在籍学生数	備考
		教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数	助手	非常勤教員			
		—人	—人	—人	—人	—人	—	—	—人	2人			
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
計	0	0	0	0	0	—	—	0	2				
校地等	区分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用		計		備考				
		校舎敷地面積	—	7,263 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	7,263 m <sup>2</sup>						
		運動場用地	—	1,980	0	0	1,980						
		校地面積計	8,000 m <sup>2</sup>	9,243	0	0	9,243						
	その他	—	0	0	0	0							
	区分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用		計						
		校舎面積計	6,250 m <sup>2</sup>	11,629 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	11,629 m <sup>2</sup>						
		教員研究室	学科・専攻等の名称	室数									
			幼児教育学科第一部	15室									
	幼児教育学科第二部		5										
地域保育学科	12												
文化表現学科	6												
教室等施設	区分	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設							
	短期大学	22室	6室	2室	3室	0室							
	—	—	—	—	—	—							
	—	—	—	—	—	—							
図書館・図書資料等	図書館等の名称	面積	閲覧座席数										
		短期大学図書館	655 m <sup>2</sup>	109席									
		—	—	—									
	図書館等の名称	図書〔うち外国書〕	学術雑誌〔うち外国書〕		電子ジャーナル〔うち国外〕								
		短期大学図書館	70,909 [ 2,622 ] 冊	46 [ 0 ] 種		1 [ 0 ] 種							
		—	— [ ]	— [ ]		— [ ]							
計	70,909 [ 2,622 ]	46 [ 0 ]		1 [ 0 ]									
体育館その他の施設	体育館面積												
	短期大学	952 m <sup>2</sup>											
—	—												

[注]

- 1 学科・専攻課程、専攻科、別科、研究所等ごとに記載してください（通信教育課程を含む）。
- 2 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織や、附置研究所、附属病院等がある場合には、「別科等」の欄に記載してください。
- 3 所在地について、2以上の校地において行う場合で当該校地にキャンパス名称があれば、当該所在地の後に「〇〇キャンパス」と記載してください。
- 4 教員組織の欄には、教育研究組織の欄で記載した組織単位で専任教員数を記入してください。また、上記2に記載した、学科教育を担当する独立の組織がある場合には、組織名は、「学科・専攻課程の名称」の欄に「その他の組織等（〇〇）」と記載し、専任教員数を記載してください。なお、その場合は、「基準数（及び「教授数）」の欄は「一」としてください。
- 5 専任教員数の記入に際しては、休職、サバティカル制度等により一時的に短期大学を離れている場合も専任教員に算入してください。ただし、短期大学設置基準第21条における「授業を担当しない教員」については含めないでください。
- 6 「非常勤教員」の欄には、客員教員や特任教員等で専任の教員は含みません。
- 7 他の学科・専攻等に所属する専任の教員であって、当該学科・専攻等の授業科目を担当する教員（兼任）は、「非常勤教員」の欄には含めないでください。また、「専任教員等」の各欄にも含めないでください。
- 8 専任教員の基準数については、それぞれ以下に定める教員数を記載してください。
  - ・短期大学設置基準第22条別表第一イ及びロ（備考に規定する事項を含む。）
  - ・短期大学通信教育設置基準第9条別表第一（備考に規定する事項を含む。）
- 9 「専任教員1人あたりの在籍学生数」の欄には、様式2の在籍学生数／本表の専任教員数計により、算出してください。
- 10 「校舎敷地面積」、「運動場用地」の欄は、短期大学設置基準上算入できるものを含めてください。
- 11 寄宿舍その他大学の附属病院以外の附属施設（短期大学設置基準第32条を参照）用地、附置研究所用地、駐車場、大学生協用地など短期大学設置基準上「校地」に算入できない面積は「校地等」の「その他」の欄に記入してください。
- 12 「校舎面積計」の欄は、学校基本調査の学校施設調査票（様式第20号）における学校建物の用途別面積の「校舎」の面積の合計とってください。
- 13 校地面積、校舎面積の「専用」の欄には、当該短期大学が専用で使用する面積を記入してください。「共用」の欄には、当該短期大学が他の学校等と共用する面積を記入してください。「共用する他の学校等の専用」の欄には、当該短期大学の敷地を共用する他の学校等が専用で使用する敷地面積を記入してください。
- 14 「基準面積」の欄は、短期大学設置基準第30条の校地の面積及び第31条の校舎の面積、または短期大学通信教育設置基準第10条の校舎等の施設の面積とってください。
- 15 「教員研究室」の欄は、専任教員数に算入していない教員の研究室は記入する必要はありません。なお、複数の助教等が共同して1室で執務する場合は、教員数を室数に換算してください。

(平成30年5月1日現在)

学科・専攻課程名	項目	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	入学定員に対する平均比率	備考
幼児教育学科第一部	志願者数	191	225	175	185	143		
	合格者数	181	185	157	166	129		
	入学者数	181	185	157	166	129		
	入学定員	150	150	150	150	150	109%	
	入学定員充足率	121%	123%	105%	111%	86%		
	在籍学生数	386	382	341	324	295		
	収容定員	300	300	300	300	300		
	収容定員充足率	129%	127%	114%	108%	98%		
幼児教育学科第二部	志願者数	121	96	84	79	63		
	合格者数	115	95	82	78	62		
	入学者数	115	95	82	78	62		
	入学定員	100	100	100	100	100	86%	
	入学定員充足率	115%	95%	82%	78%	62%		
	在籍学生数	291	309	290	250	224		
	収容定員	300	300	300	300	300		
	収容定員充足率	97%	103%	97%	83%	75%		
地域保育学科	志願者数	116	99	67	47	64		
	合格者数	102	91	64	43	61		
	入学者数	102	91	64	43	61		
	入学定員	100	100	100	100	100	72%	
	入学定員充足率	102%	91%	64%	43%	61%		
	在籍学生数	291	309	260	201	167		
	収容定員	300	300	300	300	300		
	収容定員充足率	97%	103%	87%	67%	56%		
文化表現学科	志願者数	50	47	50	52	44		
	合格者数	49	45	48	49	44		
	入学者数	49	45	48	49	44		
	入学定員	100	100	100	65	65	57%	
	入学定員充足率	49%	45%	48%	75%	68%		
	在籍学生数	96	95	100	100	95		
	収容定員	200	200	200	165	130		
	収容定員充足率	48%	48%	50%	61%	73%		
学科(専攻課程)合計	志願者数	478	467	376	363	314		
	合格者数	447	416	351	336	296		
	入学者数	447	416	351	336	296		
	入学定員	450	450	450	415	415	84%	
	入学定員充足率	99%	92%	78%	81%	71%		
	在籍学生数	1064	1095	991	875	781		
	収容定員	1100	1100	1100	1065	1030		
	収容定員充足率	97%	100%	90%	82%	76%		
専攻科幼児教育専攻	入学定員	20	20	20	20	20		
	入学者数	4	9	2	10	7		
	収容定員	40	40	40	40	40		
	在籍学生数	9	12	7	12	15		

[注]

- 1 学生を募集している学科・専攻課程、専攻科・別科等ごとに行を追加して作成してください。  
ただし、学科・専攻等を追加する場合は、直下に追加しないと集計値がずれてしまうので、注意して下さい。
- 3 学科・専攻課程の改組等により、新旧の学科・専攻課程が併存している場合には、新旧両方を併記し、「備考」に記載してください。
- 4 学科・専攻課程、専攻科等が完成年度に達していない場合、その旨を備考に記載してください。
- 5 募集定員が若干名の場合は、「0」と記載し、入学者数については実入学者数を記載してください。
- 6 入学定員充足率は、入学定員に対する入学者の割合、収容定員充足率は、収容定員に対する在籍学生数の割合としてください。
- 7 入学定員に対する平均比率は、過去5年分の入学定員に対する入学者の比率を平均したものが自動計算されます。
- 8 最新年度の秋入学については別途確認します。

## 教員以外の職員の概要(人)

(平成30年5月1日現在)

	専任	兼任	計
事務職員	25	11	36
技術職員	0	1	1
図書館・学習資源センター等の専門事務職員	2	6	8
その他の職員	0	5	5
計	27	23	50

[注]

- 1 「その他の職員」とは、守衛、自動車運転手、作業員等の技能労務職員等を指します。
- 2 契約職員、派遣職員等は「兼任」に分類してください。

## 学生データ

## ① 卒業者数(人)

学科・専攻課程	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
幼児教育学科第一部	156	176	182	170	146
幼児教育学科第二部	86	78	82	94	69
地域保育学科	36	60	105	94	82
文化表現学科	54	42	40	40	45
専攻科幼児教育専攻	1	5	3	5	2

## ② 退学者数(人)

学科・専攻課程	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
幼児教育学科第一部	22	14	14	13	13
幼児教育学科第二部	29	22	19	19	22
地域保育学科	6	10	11	8	9
文化表現学科	4	4	3	8	5
専攻科幼児教育専攻	3	1	1	4	0

## ③ 休学者数(人)

学科・専攻課程	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
幼児教育学科第一部	17	17	8	6	9
幼児教育学科第二部	14	14	22	26	19
地域保育学科	4	4	8	7	6
文化表現学科	2	1	3	6	6
専攻科幼児教育専攻	0	0	0	0	0

## ④ 就職者数(人)

学科・専攻課程	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
幼児教育学科第一部	147	169	166	153	132
幼児教育学科第二部	67	58	72	81	59
地域保育学科	30	51	100	83	73
文化表現学科	23	22	26	31	36
専攻科幼児教育専攻	1	5	6	4	2

## ⑤ 進学者数(人)

学科・専攻課程	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
幼児教育学科第一部	1	2	2	6	1
幼児教育学科第二部	0	7	1	1	0
地域保育学科	0	4	1	5	7
文化表現学科	0	3	2	2	1
専攻科幼児教育専攻	0	0	0	0	0

## ⑥ 科目等履修生(人)

学科・専攻課程	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
幼児教育学科第一部	4	3	4	3	0
幼児教育学科第二部	2	1	0	2	1
地域保育学科	1	0	0	2	2
文化表現学科	1	1	0	2	1
専攻科幼児教育専攻	0	1	1	0	0

## ⑦ 長期履修生(人)

学科・専攻課程	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
幼児教育学科第一部	0	0	0	0	0
幼児教育学科第二部	0	0	0	0	0
地域保育学科	0	0	0	0	0
文化表現学科	0	0	0	0	0
専攻科幼児教育専攻	0	0	0	0	0

[注]

- 1 学科・専攻課程ごとに、認証評価を受ける前年度の平成29年度を起点とした過去5年間のデータを示してください。
- 2 ⑥及び⑦は、当該年度に在学する学生数を記入してください。